

第二回 農林委員會 議 錄 第 十 九 号

昭和二十三年六月十六日(水曜日)

午前八時八分開議

出席委員

委員長 井上 良次君

理事 岩本 信行君 理事 森 幸太郎君

理事 佐竹 新市君 理事 永井勝次郎君

理事 鈴木 強平君 理事 萩原 壽雄君

理事 北 二郎君

小川原政信君 小野瀬忠兵衛君

佐々木秀世君 重富 卓君

山口助太郎君 綱島 正興君

野原 正勝君 八木 一郎君

山村新治郎君 清澤 俊英君

黒田 壽男君 成瀬喜五郎君

野上 健次君 瀧淵松太郎君

青木清左門君 神山 榮一君

菊池 豊君 小林 運美君

關根 久藏君 寺本 齋君

中垣 國男君 坪井 龜藏君

的場金右衛門君 平工 喜市君

松澤 一君 森山 武彦君

大龍徳代司君

出席國務大臣

農林大臣 永江 一夫君

出席政府委員

農林政務次官 大島 義晴君

農林事務官 山添 利作君

労働政務次官 大矢 省三君

委員外の出席者

農林事務官 小倉 武一君

農林事務官 田辺 勝正君

専門調査員 片山 徳次君

専門調査員 岩隈 博君

六月十五日委員稻村順三君辭任につ

き、その補欠として田中織之進君が議長の名で委員に選任された。

六月十五日

酪農業の保護に関する陳情書(岡山縣北部酪農組合長外四名)(第五九一號)

罷業中の労働者に加配米配給停止の陳情書(宮城縣町村長会長高橋清)(第五九六號)

蚕糸業の振興に関する陳情書(鹿兒島縣知事重成格)(第六〇四號)

神奈川縣における土地改良事業費國庫補助増額並びに稲毛、川崎二ヶ領用水宿河原堰堤改良工事促進の陳情書(神奈川縣議會議長堀内高吉)(第六一〇號)

食糧自給対策の確立に関する陳情書(熊本縣八代郡昭和村日本農友会実習所長松田喜一)(第六一五號)

公國式薪炭配給統制機關設置反対の陳情書(東京都千代田区神田三崎町日本煉炭工業会小野澤辰五郎外四十二名)(第六一九號)

満洲大豆輸入要請に関する陳情書(東京都中央区日本橋通二丁目日本大豆協會)(第六五七號)

土地改良事業費國庫補助の陳情書(福岡縣耕種地協會評議員島辰生外十一名)(第六六四號)

鹿兒島縣畜牧場存置の陳情書(農林省鹿兒島縣畜牧場存置期成同盟会長有馬純)(第六六五號)

食糧対策に関する陳情書(神奈川縣食糧調整委員會議長島崎重太郎)

(第六六六號)

岡山縣における土地改良事業費國庫補助の陳情書(岡山縣議會議長友保知)(第六七三號)

蚕糸業の振興に関する陳情書(富山市表町昭和会館内富山縣蚕糸技術員組合長荒木喜一)(第六七五號)

町村食糧調整委員會会長の選任に関する陳情書(富山縣婦人郡婦中町長淺野長隆)(第六七八號)

米價改訂等に関する陳情書(全國農村青年連盟委員長田中爲五郎)(第六八三號)

長野縣の土地改良事業費國庫補助増額の陳情書(長野縣長野市岡田町長野縣耕種地協會會長)(第六九二號)

農業協同組合連合會設立促進の陳情書(富山縣農業協同組合連合會設立發起人代表小川久雄外四十名)(第六九六號)

森林行政の確立に関する陳情書(宇都宮市江野町栃木縣林業大會)(第七〇四號)

薪炭生産者の地位向上に関する陳情書(鳥根縣農業會會長理事松本美行外二名)(第七〇七號)

主食の三合配給に関する陳情書(長崎縣縣會議議長岡本直行)(第七一八號)

主食の増産に関する陳情書(岡山縣縣會議議長友保知)(第七二〇號)

を本委員會に送付された。

本日の會議に付した事件

小委員選定に関する件

自作農創設特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第一〇二號)

農地調整法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第一〇三號)

輸出入植物検疫法案(内閣提出)(第一〇六號)

農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第一〇四號)

農業改良助長法案(内閣提出)(第一〇五號)

食糧確保臨時措置法案(内閣提出)(第一一五號)

農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第一三九號)

獸醫師會及び裝蹄師會の解散に関する法律案(内閣提出)(第一四二號)

家畜傳染病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第一四八號)

〇井上委員長 これより會議を開きます。

本日の議案の審議には、前に、先般本農林委員會を代表されて岐阜縣の被害並びに水害の現地調査に参りましたので、まずその被害の状況について觀察報告を、調査委員であります成瀬委員にお願いたします。

〇成瀬委員 國会の命を受けて、民自党の八木一郎委員、社会革新党の平工喜市委員及び成瀬の三名が、昭和二十三年六月十二日二十一時三十分の東京駅発によりまして、十三日午前五時二十分岐阜駅に着きました。折柄岐阜縣の農林部長及び農林課長等の出迎えを受けまして、早朝でありますので

暫時小休の後、自動車を持ちまして被害の現地向つたのであります。

本調査團の主たる目的とするところは、申すまでもありませんけれども、過般の委員會におきまして被害の数字上におけるいづかの報告がありまして、その被害の程度がどの程度であるかという点で、調査の目的は、もつぱらその実情を把握いたしまして、そうして本委員會に報告するといふ任務をもつて臨んだのであります。

御承知の通り岐阜縣は二十二の市郡でありまして、この中で加茂郡は十一郡に及ぶところの地帯に被害を受けておる次第であります。それらの被害の状況につきましては、先般群馬、茨城及び栃木等におけるところの國会の調査團の報告にもありますように、まづ十分三十分の降雪によりまして、思わぬ多大なる被害を受けておることは、この地方におきましてもその通りであります。とりあえず中心地である山之上村にはいりまして、山之上村におけるところの村長及び食糧調整委員、あるいは実行組長、二十数名の人の出迎えを受けて、つづきその地方における実情を聴き、またその地方における、まだ刈取つておらない残存するたんぼにつきまして、あるいは刈入れにつきまして、いづれと聽いたり見たたりした次第であります。

まずその山之上村の実情を申し上げてみますと、大体その地方におきまして

〔112〕

ば、早刈り及び早捆りをいたしまして、辛うじて農家の生命を保つていこうということ、供出に對しましては最善の努力と誠意をもつて進んできたのであります。しかるにこういつた予期せざるころの被害を受けまして、まつたく糧道を奪ひとられたという形にあるので、どうして今日の、あるいは明日の生命をつないでいくかということについては、茫然自失いたしておるというようなことでありまして、保米を確保したいという意見なのであ

ります。かような点につきましては、本委員会におきましても十分それらの実情を御了解くだしまして、強く政府にこれら災害を受けた農村に対する施策におけるところの、保有米の確保に對する格段の措置を講じてもらいたいというのであります。

もう一点は割当の補正をしてもらいたい。われ／＼はさいわい過日の農林委員会におきまして、五月及び六月一日現在における麦作の状態をもつて、相当の補正をするというようなことも聞いておりましたので、その意向をででる限り傳えたのであります。が、災害地の実情を十分把握して、急速にこれ

また靈害地帯におけるほとんどの意見は、肥料の特配をしてもらいたいという要望が特に強かつた。果樹方面の專業農家も相当多いが、それらの樹木の回復のためには二、三年要するが、肥料を特配されたならば、その回復の時期が早くなつて、被害を最小限度に食止めることができるということでありまして、特に肥料の特配を御高配願ひたいという意見であります。

なお農業保険等の金融上における措置について、農家が再生産に事欠かないよう、急速にやつてもらいたいというところがあります。大体以上述べました金融上の措置、肥料、保有米の確保及び麦の割当に對する是正という四点程度に止まつております。私もほのめただけ廣範圍にまわつて、事情把握あるいは地方の声を聴くためにいろいろ努めたのであります。

十四日に縣廳にまいりまして、知事室におきまして電害におけるさらに詳しい点についての打合せをいたしました。が、岐阜縣におきましては本調査團の予期せざるが故に発生したのであります。それは本委員会が電害の調査であるという当初の目的以外に、関東及び東北に次ぐところの水害を五月三日回において受けておるといふ事実でありまして、この方面の調査を特に願ひたいというので、調査團の目的を逸脱しておるような形でもありますが、二日間にはわたる大体予定せる電害地帯の調査を一日少々に止めて、十四日の相当時間水害地の調査に赴いた次第であります。そういつた措置をなせなくてはならぬと申し上げました。と、さういふ申し上げました。とによりまして、関東及び東北に続く水害であるということが、相当数字の上において、あるいは麦の割当の是正あるいは農家食糧の確保等につきましても、甚大なる影響がある。電害の被害もさることながら、それに匹敵するところの、より行上の被害があるという報告を受けたので、應急の措置といひまして、調査團の相談の結果さういう行動をとつた次第であります。水害におきましては、岐阜市ほか十

四郡にわたりました。特に顯著なる被害を受けておるのは本巢郡、安八郡等であります。反別におきましては一万二千五百町歩余りでありまして、本巢郡合渡村等の六十町歩が完全水没し、被害が全滅あるいは七割というような多大なる減収をいたしておる。あるいはまた半没地帯においても相当の面積があり、同じ合渡村においても五十町歩、それらの集計が本巢郡全体においても二千四百六十九町歩というよう

な形であるのであります。これらの水没、完没及び半没、あるいは畦間浸水による被害は、なぜそれだけの大きな被害を受けたかと申し上げますと、五月三日という開花期あるいは開花期直後のことでありまして、完全に水の中に没したところの麦畑あるいは甘藷畑、馬鈴薯畑というようなものは、その收穫が皆無になつてしまつた。こういうようなことで、その收穫の皆無ということは、時期的に大きな被害をこうむつたことが原因であるのであります。さういふから申し上げますと、さういふわけで、本巢郡及び安八郡の一部町村に對して水害地帯の調査を行つてまいつたのであります。その被害面積に對する被害の石数あるいは減収見込高における数字は、また別に書類によつて提出いたしますが、概してこの水害地帯における被害は非常に深刻である。この方面は岐阜縣における穀倉地帯といふべき地帯でありまして、もつぱら米作を中心としたておりまして、麦はむしろ補助的な收穫にすぎない。高うね栽培等を講じて二反、三反程度つくつて、農家の保有米をこの七月から十一月までの間確保するといふような程度の農家がほとんどでありま

すが、それらの農村における保有米がこれによつて完全に失われてしまつておるといふところに、甚大なる影響があるといふことはある陳情を受け、またわれわれ調査團はそれらについてもつぶさに調査いたしました。それらの被害の事情については、ここに被害を受けた麦の現物を持つて歸りましたので、その現物を見ていただくなり、あるいは寫眞等によつてごらん願ひまして、一層御認識を深めてもらうことに努めておる次第であります。

以上大体水害地帯における收穫は、時期的な關係もありまして、完全なる減収及び大きな被害を受けておるようなわけでありまして、これらの原因はどこにあるかということについて、さうに調べてみますと、この地帯においては年々二回なり三回なりさういふ水害があるものであります。特にさういふから申し上げますと、さういふ水害が五月三日というやうな時期にあつたといふやうなことで、しかもさういふ経験に今まで三、四十年間なかつたといふやうなことであります。さういふ時期的な關係から、ここに予想せぬところの被害を受けたといふことも陳情がありましたが、これは政府の治水方面における施策によつて、一日も早く、かような被害を繰返さないやうにどの要望がある次第であります。土地改良及び國土委員會等においても、この方面における被害を再び繰返さないやうに、本調査團の方からも、このことと對しての運動をしていただきたいといふことも、特に附け加えて要望があつた次第であります。さういふやうな方面については、さらに地図等をお目にかけまして、それらの方面に對する

対策を立てていただきたいと考えます。

以上大体簡単に申し上げた次第であります。が、ほかに補足的に土木及び平工委員の方からも、何か申し上げるべきとあれば述べていただくことにいたしました。一應これをもつて本調査團の報告にかゝる次第であります。

○井上委員長 次に農業災害対策小委員長の小野瀬忠兵衛君より、小委員會の中間報告の發言を求められておりますのでこれを許します。小野瀬君。

○小野瀬委員 お許しがありましたので、農業災害対策小委員會小委員長の中間報告をいたします。先般農林常任委員會の決定によりまして設置をいたしました本委員會は六月十五日午後十二時から、第十一号委員室におきまして、會議の形式をとらず、小委員長外七名出席のもとに懇談會を開き、さきに電害及び病虫害の實情調査を行つた点、並びに政府委員との質疑を基礎に検討を加えた結果、これが対策措置は緊急を要するに鑑み、左記の決議をなし、これを農林常任委員會を経て政府に提出することに決定いたしましたので、ここに中間報告をいたします。その決議文は次の通りでありますから朗讀いたします。

決議 衆議院農林常任委員會は今回各地を襲いたる電害及び病害の甚大なるに鑑み、調査團を派遣し現地調査を行つたがその災害状況は言語に絶しおるを以て政府は速やかに左記諸項につき遺憾なき措置を講ぜられるよう決議す。

一、農業災害保險の適用される共済

事故についてはこれを即時仮拂い措置を講ずること。

二、災害に伴う所要營養材たる肥料、飼料等については速やかにこれを供給すること。

三、所要營養資金の融通並に封鎖予金拂出しの措置を講ずること。

四、被害農家に対し主食の特配を行うと共に二十三年度主要食糧供出割当の補正を行うこと。

五、被害農家の実狀に即し國稅並に府縣賦課稅の延納並に免稅措置を講ずること。

六、被害農家中の生計困難者に対し救済の措置を講ずること。

七、電害に伴う道路、橋梁、家屋等諸施設の破壊に對し速かに復旧の措置を講ずること。

八、共済事故並共済目的の適用範圍を拡大するため農業災害補償法を改正すること。

昭和二十三年六月十六日

衆議院農林委員會

内閣總理大臣
農林大臣
地方財政委員會長
厚生大臣
建設院總裁

右の決議をつくりました。それからなお今回の農作物の被害はさきわめて廣く、ほとんど全國にわたつていふやうな次第であると同時に、またその程度もさきわめて深刻でありましたので、これが対策はさきわめて緊急を要すると思ふのであります。さらにまた最も強力なものでなければならぬと思ふのであります。これが対策につきましては、また少なからざる予算を伴うと同時に、關係しております官廳はさきわめ

て多いのでありますから、われわれは各地方からの報告がまとまるのを待まして、さらに政府に具体的施策を伺い、同時に急遽なるこれが実施を要請する必要があると存するのであります。本委員会ではさらに第二次、第三次の会議を開きまして、これが具体策につきまして研究いたしていききたい、かように考えている次第でございます。

○井上委員長 たいはい小野瀬忠兵衛君より、今回の電害並びに病虫害の被害の甚大に鑑みて、特に本農林委員会として決議したい、こういう小委員会の報告でございますが、これをこのまま承認して御異議ありませんか。

○井上委員長 異議がなければ、小委員長報告通り、本委員会はたいはい御報告されました決議案を本常任委員会の決議として政府に要請することいたします。

○井上委員長 次に主要食糧の最近の配給状況に鑑みまして、特に坪井議員より、本委員会としてこれに対する対策についての御発言がおりますので、これを許します。坪井君。

○坪井委員 昨日は食糧管理局長官より、十月にいたるまでの食糧事情について御報告がありました。まづた食糧事情は緊迫の度を加えておるものであります。このときにあたりまして、なおまたたいはい小野瀬農林災害対策小委員長より、電害並びに病虫害によるいろいろの被害状況を拜聴いたしました。これらを総合いたしまするに、この機会において、どうしても食糧対策は一日も欠くべからざるこ

とでありまして、たいはい委員長も申されたように、本委員会としてもこれに対処しなければならぬという関係から、私はここにこの委員会といたしまして、左記事項の決議をいたしたい、かように考えるのであります。決議につきましては、決議文を朗読いたしまして、満場の御賛成を仰ぎたいと存じます。

決議

主要食糧一割増産運動が展開され且つ物價改訂問題について対策の樹立が迫られている矢先早くも全国的に食糧運配現象が発生し國民を食糧不安に陥れつつあるのは眞に憂慮に堪えないところである。仍て衆議院農林委員会は政府に対し左記各項の速かにして且つ強力なる実施を要望するものである。

左記

一、米麦及び馬鈴薯供出の緊急対策を速かに樹立し特に供出奨励金、報償物資を交付する等の方法により有効適切な措置を講ずること。

二、凍結米の放出を懇請し消費地への輸送のために緊急輸送計界を樹立し速かに実施に移すこと。

三、不足食糧輸入に關し連合軍司令部に対し積極的に懇請すること。

四、製粉製麦設備の稼働率を高めて之が輸送の緊急措置を講ずること。

昭和二十三年六月十五日

衆議院農林委員会

内閣総理大臣
農林大臣
経済安定本部長
商工大臣
大蔵大臣
大官
殿

右御決議あらんことを要望いたします。

○井上委員長 たいはい坪井君より、現在の主要食糧の配給状況に鑑み、特に政府に対して、本農林委員会として要請する必要があると存するので、今御朗読されましたような決議案を本農林委員会において決定したいとのことであります。御異議ありませんか。

○井上委員長 異議なしと認めまして、さよう決定いたしました。

以上電害並びに病虫害の対策の決議と、食糧運配現象に対する決議に対して、特に政府より発言を求められておりますから、これを許します。大島農林政務次官。

○大島政府委員 たいはい御決議になりました事項に対しては、一々ごもつともな決議であります。

まず第一に電害を中心とする決議につきましては、農業災害保険の適用される共済事故については、これを即時仮拂いの措置を講ずることという御決議であります。実は被害がさわめて明確で、その結果がただちに判明いたしておりますものに對しては、すでに支拂をする順序にござつております。ただ被害が何割になるかというような、刈取りの結果によらなければ被害の判明いたしませんものに對しましては、遺憾ながらその刈取り結果の御報告を受けてその上において補償を拂う、こういう建前になつておりますので、この分は幾分の間がかかると思ふのでありますけれども、被害の全面的補償に對しましては即時支拂の用意をいたしております。すでに一部開始いたしました。特に水害がこの電害

に伴つて起つたようでありまして、古來百姓が申しております通り、秋の一尺の水には恐れなくとも、春の一寸の水には恐れというやうなことがわがあるものであります。春水がいかに小麦の芽を腐らして、その結果を妨害するかどうかという事は明瞭な事実であるのでありますから、これらの点につきましては、やはり全滅被害と同様な考慮が拂われて差支えないと思ふのであります。

第二番の、災害に伴う所要當農資材たる肥料、飼料等につきましては、すでに急速を要する窒素肥料に對しましては、各府縣のストックを一々渡す、そうしてこちらからそれを補充するという計画でどん／＼渡しておりますので、この点はさよう御了承願いたいと思ふのであります。

所要資金の融通等に對しまして、これはまた万全の策を講じ、手落ちないやうにいたしておりますが、封鎖資金の關係におきましては、大蔵省に農林省の方からも申し上げますけれども、また委員会の方からも、大蔵省にその旨をお伝え願いたいと思ふのであります。

被害農家に對し主食の特配を行うと同時に、供出割当の是正を行う。これはまたごもつともなことでありまして、ただ主食の特配を行うという場合に、私は一つの事実を基いて、はなはだ遺憾に感じないと思つたことがあるのであります。これは手当米に關することでありまして、せつかく政府が手当米を出すことに決定いたしました。一應のわくをもつてまいりますと、その村の最後の分け合いのときに平等割に割るといふ危険が多かつたのであり

ます。事実食糧のない農家が、再生産に必要な食糧を確保するということが絶対に必要の條件でありますけれども、現下日本の非常に窮迫せる食糧事情のもとにおきましては、かりに被害農家であらうとも、もし食つたぐ食糧のある方々等は、一應御遠慮願つて、實際に困る農家にこれを渡したいというやうに考えて、その点に遺憾なきを期したいと思つておるやうな次第であります。割当の補正を行うことはもちろんであります。

第五番は租税の關係でありますから、これは大蔵省の方の關係になると思ふのですが、農林省といたしましてはできるだけ御協力をすることは申すまでもありません。

第七番の關係もその通りと思ふのであります。

第八番の共済事故の問題ですが、これは先般も申しましたが、今年の電害で一つの現象が出てまいりましたのは、たとえば養蚕の例にとりまして、蚕繭の損害に對しては災害補償を適用するが、桑園の電害に對しては補償が適用されないであらうという農民諸君の考え方から、蚕を捨てたという実例があるものであります。國家のためにこれは悲しむべきことでありますので、養蚕に對しましては桑園の補償をすると同時に、また蚕繭の災害補償もするやうな、二段の補償をいたしまして、この完璧を期したいと思ふのであります。蔬菜その他については遺憾ながら災害補償の適用を受けることができませんので、これは他の方法で考えていくという以外に途がないのではないかと考えている次第であります。

大体以上において災害に関する御決議に對しましては、政府もさような取扱いをいたしておるということに御了承願ひたいのであります。

その後の食糧問題に関する御決議であります。これまた一々ごもつともな御意見であります。政府もこの線に沿うて万全を期したいと考えているような次第であります。以上本決議案に對する政府の見解を申し上げた次第であります。

○井上委員長 それではこれより特に昨日議題になつておりました案件に続きます。本日提案されております農業協同組合法の一部を改正する法律案、農業改良助長法案、食糧確保臨時措置法案、農業災害補償法の一部を改正する法律案、獸医師会及び裝蹄師会の解散に関する法律案、家畜傳染病予防法の一部を改正する法律案の各案を議題といたしまして、まず政府の説明を求めます。大島政務次官

農業協同組合法の一部を改正する法律案

農業協同組合法の一部を改正する法律案

農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十條第一項第三号中「又は共同利用施設の設置」を削り、同号の次に左の一号を加える。

三の二 組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設の設置

同條第二項中「同項第一号及び第二号」を「同項第一号又は第二号」に改め、「併せ」を削り、同條第四項中「第一項の」を「第一項及び前項の規

定により行ふ」に改め、同條第五項を削り、同條第三項の次に左の一項を加える。

左の各号の一に掲げる事業を行うことを目的とする農業協同組合

連合会は、第一項の規定にかかわらず、同号の事業を除き、同項各号に掲げる他の事業を行うことができな。但し、同項第一号乃至第十一号の事業のいずれかを行う農業協同組合連合会がその事業の目的を達成するためにこれに関連して行うことを通常必要とする範囲において、同項各号に掲げる他の事業（組合員の貯金の受入の事業を除く。）を行う場合は、この限りでない。

一 同項第一号又は第二号の事業
二 同項第三号の事業
三 同項第四号又は第五号の事業
四 同項第六号の事業
五 同項第八号の事業
六 同項第九号の事業

同條第六項中「前項の」を「第四項第一号の事業を行う」に改める。

附則
1 この法律は、公布の日から、これを施行する。
2 この法律施行の際、この法律の規定に因り行うことができない事業を行つてゐる農業協同組合又は農業協同組合連合会は、この法律の規定にかかわらず、この法律施行後一箇月を限り、なおその事業を行うことができる。

3 前項の農業協同組合又は農業協同組合連合会は、同項の期間内に、定款変更の認可を行政廳に申請しなければならぬ。

4 行政廳は、第二項の期間内に同項の規定による認可の申請をしない農業協同組合又は農業協同組合連合会の事業を停止し、又はその解散を命ずることができる。

農業改良助長法案
第一章 總則
（法律の目的）
第一條 この法律は、能率的な農法の発達、農業生産の増大及び農民生活の改善のために、農民が農業に関する諸問題につき有益、適切且つ実用的な知識を得、これを普及交換して公共の福祉を増進することを目的とする。

2 この法律は、養蚕業に関する試験研究及び普及事業には、これを適用しない。

第二章 農業に関する試験研究の助長
（助長の基準）
第二條 政府は、農業に関する諸原理及びその應用に関する科学的試験研究を助長するため、本章の規定に従い、都道府縣及びその他の試験研究機關に対し補助金又は委託金（以下本章中資金という。）を交付する。

2 前項の資金は、農業に関する地方的な事情と必要とを正しく考慮して適當と考えられる特定の試験研究で、農業及び農民生活に直接關係し、國の農業事情からみて緊要と認められ、且つ不必要に重複してないものを助長するため交付されなければならない。

3 本章の規定により資金の交付を受ける試験研究機關の数は、いずれの年度においても、全國を通じて七十五を超えることはできない。

4 農業に関する都道府縣の試験場以外の試験研究機關における試験研究を助長するために交付される資金は、第一項の資金の總額の二割を超えてはならない。

（農林大臣の任務）
第三條 農林大臣は、農事試験場その他の試験研究機關における試験研究につき、その重複反復を避け、成果を高め、結果報告の形式を統一するために、結果報告の具體的方法を示すとともに、隨時、最も重要と考えられる検討方向を示し、その他この法律の目的を最善に達成するため必要な忠告及び助力を與えなければならない。

（助成の申請）
第四條 本章の規定により資金の交付を受け、又は受けようとする都道府縣又はその他の試験研究機關は、毎年一月末日までに、農林大臣の定める様式により、資金の交付申請書を、次年度において施行しようとする事業の計画書及び経費見積書並びに過去一箇年間に於ける農業に関する試験研究の実績報告書とともに、農林大臣に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書は、いずれの年度においても、都道府縣又はその他の試験研究機關が本章の規定により次年度の資金の割当の決定を受ける以前において、農林大臣の承認を受けなければならない。

（資金の割当）
第五條 農林大臣は、前條の提出書類を審査の上、都道府縣又はその他の試験研究機關別に、毎年三月末日までに、本章の目的のために定められた予算の範囲内において、事業を指定し事業別に資金の割当を決定しなければならない。

（助成の承認）
第六條 都道府縣又はその他の試験研究機關は、前條の規定により割当の決定を受けこれを承認するときは、その割当決定に基いて実施する旨の承諾書を、遅滞なく農林大臣に提出しなければならない。

承諾書には、左に掲げる書類を添付しなければならない。

一 事業実施計画書
二 收支予算書（委託の場合には経費見積書）

（計画の変更）
第七條 都道府縣又はその他の試験研究機關が、承諾書を提出した後、前條各号の書類に記載した事項に重要な変更を加えようとするときは、あらかじめ農林大臣の承認を受けなければならない。

（資金の流用禁止）
第八條 本章の規定により交付される資金は、直接と間接とを問はず、これを諸建物の購入、建造、保全若しくは修理若しくは土地の購入若しくは借入に使用し、又は

度の資金の割当の決定を受けることができない。

（資金の割当）
第五條 農林大臣は、前條の提出書類を審査の上、都道府縣又はその他の試験研究機關別に、毎年三月末日までに、本章の目的のために定められた予算の範囲内において、事業を指定し事業別に資金の割当を決定しなければならない。

（助成の承認）
第六條 都道府縣又はその他の試験研究機關は、前條の規定により割当の決定を受けこれを承認するときは、その割当決定に基いて実施する旨の承諾書を、遅滞なく農林大臣に提出しなければならない。

承諾書には、左に掲げる書類を添付しなければならない。

一 事業実施計画書
二 收支予算書（委託の場合には経費見積書）

（計画の変更）
第七條 都道府縣又はその他の試験研究機關が、承諾書を提出した後、前條各号の書類に記載した事項に重要な変更を加えようとするときは、あらかじめ農林大臣の承認を受けなければならない。

（資金の流用禁止）
第八條 本章の規定により交付される資金は、直接と間接とを問はず、これを諸建物の購入、建造、保全若しくは修理若しくは土地の購入若しくは借入に使用し、又は

指定された事業以外に、若しくは指定された事業の間に流用してはならない。

(資金の還付)

第九條 農林大臣は、本章の規定により資金の交付を受けた都道府県又はその他の試験研究機関が左の各号の一に該当するときは、資金の全部又は一部の還付を命ずることが出来る。

一 前二條の規定に違反したとき。

二 支出額が予算額に比し減少したとき。

2 農林大臣は、都道府県又はその他の試験研究機関が前項の規定により還付を命ぜられた場合正当な理由がないのに還付しないときは、当該都道府県又はその他の試験研究機関に対する資金の割当又は交付をしない。

(収支決算書)

第十條 本章の規定により資金の交付を受けた都道府県又はその他の試験研究機関は、農林大臣の定める様式により、収支決算書を、次年度六月三十日までに農林大臣に提出しなければならない。

(年次報告書)

第十一條 農林大臣は、毎年度都道府県又はその他の試験研究機関が本章の規定により資金の交付を受けて実施した事業と農業に関する国立の試験研究機関の試験研究事業とを検討整理しなければならない。

2 農林大臣は、前項の検討整理の結果及び本章の目的のために定められた予算の支出額の年次報告書

を作成し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

3 内閣は、前項の年次報告書を、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四十條の規定による歳入歳出決算の添附書類として、国会に提出するものとする。

(異議の申立)

第十二條 農林大臣は、一年以上継続して資金を交付することを承認した試験研究事業につき、その継続に必要な予算が成立している場合において、都道府県又はその他の試験研究機関が左の各号の一に該当することを事由として当該資金の割当又は交付をしないときは、その事実及び事由を遅滞なく内閣総理大臣に報告するとともに当該都道府県又はその他の試験研究機関に通知しなければならない。

一 第四條第二項の承認がないこと。

二 第九條第一項の規定により命ぜられた資金の還付をしないことにつき正当な理由がないこと。

三 提出した事業計画の内容が不適当であること。

2 前項の通知を受けた都道府県又はその他の試験研究機関は、その通知に係る事由に不服があるときは、その通知を受けた日から一箇月以内に、内閣総理大臣に対し異議の申立をすることが出来る。

3 内閣総理大臣は、前項の異議の申立があつたときは、その申立を受けた日から一箇月以内にその可否を決定しなければならない。異議の申立を正当と認める決定があつたときは、農林大臣は、当該資金の割当又は交付をしなければならない。

4 農林大臣は、第二項の期間内に異議の申立がない場合又は異議の申立を不当と認める決定があつた場合には、当該資金を他の都道府県又はその他の試験研究機関に割り当てることができる。

第三章 農業に関する普及事業の助長

(助成の目的)

第十三條 政府は、農民が農業及び農民生活に関する有益且つ実用的な知識を取得交換し、それを有効に應用することができるよう、都道府県が農林省と協同して行う農業に関する普及事業を助成するため、本章の規定に従い、都道府県に対し補助金を交付する。

2 この法律は、個人的寄附又は農業協同組合その他政府若しくは都道府県以外の団体によつて支持されている普及事業を打ち切り、又は退歩させる意図があると解すべきではない。

(協同農業普及事業)

第十四條 本章の規定により補助金を交付される「協同農業普及事業」とは、専門指導員の巡回指導、農場展示、出版物の配付その他の手段により、農民に対し農業及び農民生活の改善に関する教示及び実地展示をすることを含む。

2 前項の普及事業は、農林大臣と本章の規定により補助金の交付を受ける都道府県とが協議して定める方針に従つて、これを実施するものとする。

(助成の申請)

第十五條 本章の規定により補助金の交付を受け、又は受けようとする都道府県は、毎年一月三十一日までに、農林大臣の定める様式により、補助金の交付申請書を、次年度において施行しようとする事業の計画書及び経費見積書並びに過去一箇年間に於ける普及事業の実績報告書とともに、農林大臣に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書は、いずれの年度においても、都道府県が本章の規定により次年度の補助金の割当の決定を受ける以前において、農林大臣の承認を受けなければならない。その承認を受けないものは、次年度の補助金の割当の決定を受けることができない。

(補助金の割当)

第十六條 農林大臣は、前條の提出書類を審査の上、毎年三月三十一日までに、本章の目的のために定められた予算の範囲内において、左の各号の規定に従い、都道府県別に補助金の割当を決定しなければならない。但し、予算成立の遅延のため三月三十一日までにその決定ができない場合には、予算成立後一箇月以内にこれを決定しなければならない。

一 当該予算総額の四割五分は、各都道府県の農業人口に應じて各都道府県に配分する。

二 当該予算総額の四割五分は、各都道府県の耕地面積に應じて各都道府県に配分する。

三 当該予算総額の一割は、天災又は農業資源の開発不十分のため農業改良に必要な協同農業普及事業を施行することが困難である都道府県及び農業の発展のため緊要な協同農業普及事業の施行を必要とする都道府県に配分する。

(助成の承認)

第十七條 都道府県は、前條の規定により割当の決定を受けこれを承諾するときは、その割当決定に基づいて実施する旨の承諾書を、遅滞なく農林大臣に提出しなければならない。承諾書には、左に掲げる書類を添付しなければならない。

一 事業実施計画書

(計画の変更)

第十八條 都道府県が、承諾書を提出した後、前條各号の書類に記載した事項に重要な変更を加えようとするときは、あらかじめ農林大臣の承認を受けなければならない。

(補助金の流用禁止)

第十九條 本章の規定により交付される補助金は、直接と間接とを問はず、これを諸建物の購入、建造、保全若しくは修理、土地の購入若しくは借入、研究若しくは普及のための農場の経営、取締事務その他本章に規定する目的以外の目的

に使用してはならない。

(補助金の還付)

第二十條 農林大臣は、本章の規定により補助金の交付を受けた都道府県が左の各号の一に該当するときは、補助金の全部又は一部の還付を命ずることができる。

一 前二條の規定に違反したとき。

二 支出額が予算額に比し減少したとき。

2 農林大臣は、都道府県が前項の規定により還付を命ぜられた場合正当な理由がないのに還付しないときは、当該都道府県に対する補助金の割当又は交付をしない。

(收支決算書)

第二十一條 本章の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、農林大臣の定める様式により、收支決算書を、次年度六月三十日まで農林大臣に提出しなければならない。

(年次報告書)

第二十二條 農林大臣は、毎年度、本章の目的のために定められた予算の支出額及び本章の規定により補助金の交付を受けて実施して事業の結果の年次報告書を作成し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

2 内閣は、前項の年次報告書を、財政法第四十條の規定による歳入歳出決算の添附書類として、国会に提出するものとする。

(異議の申立)

第二十三條 農林大臣は、都道府県が左の各号の一に該当することを事由として第十六條第一項第一号

及び第二号の規定による補助金の割当又は交付をしないときは、その事実及び事由を遅滞なく内閣総理大臣に報告するとともに当該都道府県に通知しなければならない。

一 第十五條第二項の承認がないこと。

二 第二十條第一項の規定により命ぜられた補助金の還付をしないことにつき正当な理由がないこと。

2 前項の通知を受けた都道府県は、その通知に係る事由に不服があるときは、その通知を受けた日から一箇月以内に、内閣総理大臣に対し異議の申立をすることができる。

3 内閣総理大臣は、前項の異議の申立があつたときは、その申立を受けた日から一箇月以内にその当否を決定しなければならない。異議の申立を正当と認める決定があつたときは、農林大臣は、当該補助金の割当又は交付をしなければならない。

4 農林大臣は、第二項の期間内に異議の申立がない場合又は異議の申立を不当と認める決定があつた場合には、当該補助金を不要額とする。

附則

第二十四條 この法律施行の期日は、その公布の日から三箇月を超えない期間内において、政令でこれを定める。

第二十五條 第四條第一項及び第十五條第一項に規定する書類の提出に關しては、昭和二十三年度に限り、同條の規定にかかわらず、農林大臣の指示するところによるものとす。

2 第四條第二項及び第十五條第二項の規定は、昭和二十三年度に限り、これを適用しない。

第二十六條 第五條及び第十六條第一項中割当の期日に関する規定は、昭和二十三年度に限り、これを適用しない。

第二十七條 第十六條第二項の規定は、昭和二十三年度に限り、これを適用しない。

第二十八條 産業試験費講習費農國庫補助法明治三十九年法律第九号は、これを廃止する。

食糧確保臨時措置法案

食糧確保臨時措置法

(法律の目的)

第一條 この法律は、主要食糧農産物の生産及び供出を確保するため、公正且つ計画的にその生産数量及び供出数量の割当等を行い、もつて食糧事情の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「主要食糧農産物」とは、米、大麦、はだか麦、小麦、甘しよ、馬鈴しよ及び雑穀をいう。

2 この法律において「農業計画」とは、主要食糧農産物の生産数量若しくは供出数量又はその生産に必要な肥料、農薬若しくは農機具の配給数量について行政廳の定める計画をいう。

3 この法律において「生産者」とは、主要食糧農産物の生産を行う者をいう。

者をいう。

(農林大臣の定める農業計画)

第三條 農林大臣は、中央農業調整審議会及び都道府県知事の意見を聴いて、米、大麦、はだか麦、小麦、甘しよ、馬鈴しよ又は農林大臣の指定する雑穀についての都道府県別の農業計画及びその実施に關し必要な事項を定め、これを当該都道府県知事に指示する。

2 政府は、主要食糧農産物の生産を確保するため必要な奨励措置を定め、これを公表する。

3 主務大臣は、農業計画に定められた肥料、農薬及び農機具その他主要食糧農産物の生産に必要な物の生産、配給又は輸送の業務を営む者に対し、これらの物の供給を確保するため必要な事項を指示することができる。

4 中央農業調整審議会に關する規程は、政令でこれを定める。

(都道府県知事の定める農業計画)

第四條 都道府県知事は、前條第一項の指示を受けたときは、その指示に従い、都道府県農業調整委員会の議決を経て、市町村別の農業計画及びその実施に關し必要な事項を定め、これを当該市町村長に指示しなければならない。

2 都道府県知事は、必要があると認めるときは、農林大臣の承認を受け、都道府県農業調整委員会の議決を経て、前條第一項に規定する雑穀以外の雑穀についての市町村別の農業計画及びその実施に關し必要な事項を定め、これを当該市町村長に指示することができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定による指示をしたときは、遅滞なくその指示に係る農業計画を公表しなければならない。

(市町村長の定める農業計画)

第五條 市町村長は、前條第一項又は第二項の規定による指示を受けたときは、その指示に従い、市町村農業調整委員会の議決を経て、当該市町村の区域内に住所を有する生産者別の農業計画を定めなければならない。

2 前項の農業計画は、当該農業計画に係る生産者の意見を徴し、左の事項を勘案してこれを定めなければならない。

一 当該生産者が農地の利用に關して有する計画

二 農地の面積、地力その他の状況

三 作付及び收穫の実績

四 作物の組み合わせに關する事項

五 当該生産者同一世帯に關する者の状況

六 飼養家畜の種類及び頭数

3 市町村長は、第一項の農業計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

(異議の申立)

第六條 前條第一項の農業計画に係る生産者は、当該農業計画について異議があるときは、市町村長に對して異議を申し立てることができる。但し、同條第三項の規定による公表があつた日から十日を経過したときは、この限りでない。

2 市町村長は、前項の申立を受けるときは、市町村農業調整委員会の議決を経て、同項の期間満了後

二十日(第三項の場合にあつては四十日)以内にこれを決定しなければならぬ。

3 前項の決定をする場合において、当該決定に因つて第四條第一項又は第二項の規定により指定された農業計画又はその実施に關し必要な事項の変更を生ずるときは、市町村長は、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならぬ。

4 前項の場合において、市町村長は、都道府県知事に對し、当該変更の理由たる事実について、その調査を請求することができる。

5 都道府県知事は、前項の請求を相當と認めるときは、みづから、又は作物報告事務所長に委嘱して、同項の事実を調査しなければならぬ。

6 都道府県知事は、第三項の承認をするには都道府県農業調整委員会の議決を経なければならぬ。

7 第三項の承認をする場合において、当該承認に因つて第三條第一項の規定により指示された農業計画又はその実施に關し必要な事項の変更を生ずるときは、都道府県知事は、あらかじめ農林大臣の承認を受けなければならぬ。

(農業計画の指示)
第七條 第五條第一項の農業計画につき前條第一項の期間内に同項の規定による異議の申立がないとき又は同項の規定による異議の申立があつた場合において同條第二項の規定による決定をしたときは、市町村長は、当該農業計画に係る生産者に対し、当該農業計画を指

示しなければならない。

2 前項の規定による指示を受けた者は、その指示に係る農業計画において定められた生産数量の確保に努めなければならない。

3 第一項の規定による指示があつたときは、その指示に係る農業計画において定められた主要食糧計産物の供出数量(第八條第一項の規定による変更があつた場合においては、その変更後における供出数量)をもつて、その指示を受けた者が食糧管理法(昭和十七年度法律第四十号)第三條第一項の規定により政府に賣渡すべき数量とする。

4 政府は、第五條第一項の農業計画に係る生産者に対し、前項の供出数量をこえて食糧管理法第三條第一項の規定により主食糧農産物の賣渡を命ずることはできない。

5 市町村長は、第一項の規定による指示をしたときは、その指示した農業計画において定めた配給數量に相當する數量の肥料、農薬又は農機具を、臨時物資供給調整法(昭和二十一年法律第三十二号)第一條第十項の規定による命令に基づき、当該生産者に割り当てなければならない。

(供出數量の変更)
第八條 前條第一項の規定による指示を受けた者は、災害その他償にやむを得ない事由に因つてその指示に係る農業計画によつて定められた供出數量の主要食糧農産物を供出することができなくなつたときは、市町村長に對して、当該供出數量の変更を請求することができ

きる。

2 前項の請求をするには、同項の事由が生じてから十日以内に、市町村長に、これを届け出ておかなければならない。

3 第一項の請求は、都道府県知事の定める期間内にこれをしなければならない。但し、その期間が経過してから生じた場合に基く場合は、この限りでない。

4 第一項の請求は、食糧管理法第三條第一項の規定による賣渡命令の効力を停止しない。

5 第一項の場合には第六條第二項から第七項までの規定を準用する。この場合において、同條第二項中「同項の期間満了後」とあるは、「第八條第一項の請求を受けた日から」と読み替へるものとする。

(肥料等の配給數量の削減)
第九條 市町村農業調整委員会は、第七條第一項の規定による指示を受けた者が、その責に擔すべき事由に因りその指示に係る農業計画において定められた生産數量を確保できる見込がないと認めるときは、同條第五項の規定により割り当てられた肥料、農薬又は農機具の配給數量の削減を市町村長に請求することができる。

(不食農産物の作付の制限)
第十條 都道府県知事が、主要食糧農産物の生産を確保するため、その生産の確保に支障を及ぼす虞のある農産物の一定面積以上の作付を制限する必要があると認める場合において、都道府県農業調整委員会の議決を経て地域、期間、

農産物の種類及び面積を指定したときは、市町村農業調整委員会の承認を受けなければ、当該地域においては当該期間内は当該面積をこえて当該農産物の作付をしてはならない。

2 前項の指定は、当該指定に係る期間の開始する日から少くとも二箇月前に、公示してこれをしなければならない。

(市町村農業調整委員会の指示)
第十一條 市町村農業調整委員会は、主要食糧農産物の生産を増進し、又はその生産の障害を除くため特に必要であると認めるときは、市町村の区域内に住所を有する生産者その他市町村の区域内の土地又は農業用施設につき權利を有する者に対し、病虫害の予防又は害虫の駆除、水利の調整、防護林の保全、農業用施設の共同利用等に關し必要な事項を指示することができる。

2 前項の規定による指示を受けた者がその指示に従わないときは、市町村農業調整委員会は、都道府県知事に對して、その者に当該指示に従ふことを命ずべきことを申請することができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による申請を受けたときは、その申請に係る者に対して、異議があれば十日以内にこれを申し出るべき旨を催告しなければならない。

4 前項の場合において、同項の期間内に異議の申出がないとき又は異議の申出に理由がないと認めるときは、都道府県知事は、第二項の規定による申請に係る者に対し、

第一項の規定による指示に従うべきことを命ずることができる。

(市町村農業調整委員会)
第十二條 市町村に市町村農業調整委員会を置く。

2 市町村農業調整委員会は、都道府県知事及び市町村長の監督に屬し、この法律その他の法令によりその権限に屬させた事項を処理する。

(組織)

第十三條 市町村農業調整委員会は、委員をもつてこれを組織する。

2 市町村農業調整委員会に会長を置く。会長は、委員がこれを互選する。

3 委員は、第十四條の規定により選挙権を有する者が同條の規定により被選挙権を有する者につき選挙した者十五人をもつてこれに充てる。

4 市町村長は、特に必要があると認めるときは、都道府県知事の認可を受けて前項の委員の定数を増減することができる。

5 市町村長は、第三項の規定により選挙される委員の外、三人を限り、委員を選任することができる。

市町村長は、前項の委員を選任するには、第三項の規定により選挙された委員の過半数の同意を得なければならない。

(委員の選挙権及び被選挙権)
第十四條 市町村の区域内に住所を有し、命令をもつて定める面積の農地について耕作の業務を営む者で年齢満二十年以上のものは、市

町村農業調整委員会の委員の選挙権及び被選挙権を有する。

2 禁治産者及び準禁治産者並びに懲役又は禁この刑に処せられその執行を終り、又はその執行を受けることがなくなるまでの者は、選挙権及び被選挙権を有しない。

(委員の解職の請求)

第十五条 市町村農業調整委員会の委員の選挙権を有する者は、その総数の三分の一以上の連署をもつて第十三条第三項の規定により選挙された委員の解職を請求することができる。

(報告等)

第十六条 市町村農業調整委員会

は、第十二条第二項に規定する事項を処理するため必要があるときは、市町村の区域内に住所を有する生産者その他関係者に対し、その出頭を求め、若しくは必要な報告を徴し、又は委員に農地その他必要な場所を臨んで所要の調査をさせることができる。

(市町村長による取消及び代執行)

第十七条 市町村長は、市町村農業調整委員会の議決又は処分が法令又は法令に基いてする行政職の処分に違反すると認めるときは、その議決又は処分を取り消すことができる。

2 前項の場合には、市町村長は、都道府県知事の承認を受けて、市町村農業調整委員会の議決を経ないで第五條第一項若しくは第六條第二項(第八條第五項において準用する場合を含む。)の規定による処分をし、又は市町村農業調整委員会の処分を代るべき処分をする

ることができる。

3 市町村農業調整委員会が成立しないとき、又は成立した場合において議決すべき事項を議決しないときも、また前項と同様とする。

(補助金)

第十八条 市町村農業調整委員会に關する費用については、政府は毎年度予算の範囲内で補助金を市町村に交付する。

(地区農業調整委員会等)

第十九条 特別の事情のある市町村には、命令の定めるところにより、市町村農業調整委員会を置かないことができる。この場合においては、この法律により市町村農業調整委員会の権限に属させた事項は、市町村長がこれを処理する。

2 都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、市町村の区域を二以上の地区に分け、市町村農業調整委員会に代え、各地区農業調整委員会を置くことができる。

3 この法律中市町村農業調整委員会及びその委員に關する規定は、第一項の規定を除いて、前項の地区農業調整委員会及びその委員にこれを準用する。この場合において、第十一條、第十四條及び第十六條中「市町村の区域内」とあるのは、「地区農業調整委員会の地区内」と読み替へるものとする。

(委任規定)

第二十條 この法律に定めるものの外、市町村農業調整委員会及び地区農業調整委員会並びにこれらの委員会の委員に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

(都道府県農業調整委員会)

第二十一條 都道府県に都道府県農業調整委員会を置く。

2 都道府県農業調整委員会は、農林大臣及び都道府県知事の監督に属し、この法律その他の法令によりその権限に属させた事項を処理する。

(組織)

第二十二條 都道府県農業調整委員会は、会長及び委員をもつてこれを組織する。

2 会長は、都道府県知事をもつてこれに充てる。

3 委員は、都道府県知事の定める選挙区ごとに、第十三條第三項の規定により選挙された市町村農業調整委員会の委員の中から二人を互選する。但し、第二十五條第一項の規定により地方農業調整委員会を置いた区域については、地方農業調整委員会ごとに同條第四項の規定により互選された委員の中から二人を互選する。

4 都道府県知事は、前項の規定により互選される委員の外、五人を限り、委員を選任することができる。

5 前項の場合には、第十三條第六項の規定を準用する。

(委員の解職の請求)

第二十三條 前條第三項の規定により、都道府県農業調整委員会の委員を互選することのできる者は、その者の属する選挙区(同項但書の場合に於ては地方農業調整委員会、以下本條において同じ。)と同一の選挙区に属し、同項の規定により互選することのできる者の

総数の三分の一以上の連署をもつて、当該選挙区に属し、同項の規定により互選された都道府県農業調整委員会の委員の解職を請求することができる。

(準用)

第二十四條 都道府県農業調整委員会には、第十六條から第十八條まで及び第二十條の規定を準用する。この場合において、第十六條中「第十二條第二項」とあるのは「第二十一條第二項」と、「市町村の区域内」とあるのは「都道府県の区域内」と、第十七條第一項中「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同條第二項中「市町村長は、都道府県知事の承認を受けて」とあるのは「都道府県知事は」と、「第五條第一項若しくは第六條第二項(第八條第五項において準用する場合を含む。)」とあるのは「第四條第一項若しくは第二項若しくは第十條第一項」と、第十八條中「市町村」とあるのは、「都道府県」と読み替へるものとする。

(地方農業調整委員会)

第二十五條 都道府県知事は、必要があると認めるときは、区域を定めて地方農業調整委員会を置き、都道府県農業調整委員会の権限に属する事項で当該区域に關するものを処理させることができる。

2 地方農業調整委員会は、会長及び委員をもつてこれを組織する。

3 会長は、当該区域を所管する支廳若しくは地方事務所の長又は当該区域内の市町村長で都道府県知事の指定する者をもつてこれに充てる。

4 委員は、第一項の区域内の市町村に設置された市町村農業調整委員会ごとに第十三條第三項の規定(第十九條第三項において準用する場合を含む。)により選挙された委員の中から二人を互選する。

(準用)

第二十六條 地方農業調整委員会には、第十六條から第十八條まで、第二十條、第二十二條第四項第五項及び第二十三條の規定を準用する。この場合において、第十六條中「第十二條第二項」とあるのは、「第二十五條第一項」と、「市町村の区域内」とあるのは「地方農業調整委員会の区域内」と、第十七條第一項中「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同條第二項中「市町村長は、都道府県知事の承認を受けて」とあるのは「都道府県知事は」と、「第五條第一項若しくは第六條第二項(第八條第五項において準用する場合を含む。)」とあるのは「第四條第一項若しくは第二項」と、第十八條中「市町村」とあるのは「都道府県」と読み替へるものとする。

(特別市等の特例)

第二十七條 この法律中都道府県又は都道府県知事に關する規定は、特別市に於ては特別市又は特別市の市長に、市町村又は市町村長に關する規定は、特別区のある地に於ては特別区又は特別区の区

長に、地方自治法第五十五條第二項の市にあつては区は区長に、特別市にあつては行政区又は行政区の区長に、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合又は組合管理者にこれを適用する。

(行政廳による報告及び調査)
第二十八條 行政廳は、農業計画を定め又はこれを実施するため必要があるとき、命令の定めるところにより、農地の面積、

地力その他の状況又は作付及び收穫の実績等につき、必要な報告を徴し、又は当該官吏若しくは吏員に農地その他の必要な場所に臨んで、その状況を調査させることができる。

2 前項の規定により調査を行う当該官吏若しくは吏員は、命令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、請求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

(罰則)
第二十九條 第十條第一項の規定に違反した者は、これを二万円以下の罰金に処する。

第三十條 第十一條第四項の規定による命令に違反した者は、これを五万円以下の罰金に処する。

附則
1 この法律は、公布の日から、これを施行する。

2 この法律の施行後市町村農業調整委員会、都道府県農業調整委員会、地方農業調整委員会又は地区農業調整委員会が成立するに至るまでは、この法律により当該委員

会の権限に属させた事項は、命令で定める委員会がこれを処理する。

3 この法律は、昭和二十六年度三月三十一日限りその効力を失う。但し、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

農業災害補償法の一部を改正する法律案

農業災害補償法の一部を改正する法律

農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十三條の二 製糸業法による製糸業者及び蚕糸業者による蚕種製造業者(以下製糸業者等という)は、政令の定めるところにより、農業共済組合の組合員の支拂うべき蚕繭共済に係る共済掛金の一部を負担しなければならない。

製糸業者等は、政令の定めるところにより、前項の負担金を農業共済再保険特別会計に拂い込まなければならない。

第十項の負担金は、國稅徵收法の例によつて、これを徴収することができる。

主務大臣は、製糸業者等から、第一項の負担金に關し必要な報告を徴することができる。

政府は、生糸又は普通蚕種の販賣價格の統制額を定める場合には、第一項の負担金を、製糸業者等からその生産に係る生糸又は普通蚕種を譲り受ける者が負担するように、その統制額を定めなければならない。

ばならない。
前條の規定は、第一項の負担金にこれを適用する。

第八十四條第一項中、「冷害」の下に、「雪害」を加え、同條同項第二号中「又はひよう害」を、「ひよう害、雪害その他氣象上の原因(地震及び噴火を含む。)に因る災害」に改める。

第四百四十一條、第四百四十四條及び第四百四十五條中「農林保險審査会」を「農業共済再保險審査会」に改める。

附則
1 この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、第十三條の二の規定は、昭和二十三年の蚕繭から、これを適用する。

2 農業共済再保險特別会計法(昭和十九年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第三條中「食糧管理特別会計」を「リノ受入金」の下に「農業災害補償法第十三條の二第一項ノ規定ニ依り負担金」を、「農業災害補償法第十三條ノ規定ニ依り交付金」の下に「同法第十三條の二第六項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム」を加える。

農醫師会及び裝蹄師会の解散に關する法律案

第一章 總則
第一條 農醫師会及び裝蹄師会の解散に關する處置に關しては、この法律の定めるところによる。

第二條 この法律において「農醫師会」とは、日本農醫師会及び都道府縣農醫師会をいい、「裝蹄師会」とは、日本裝蹄師会及び都道府縣裝蹄師会をいふ。

踏師会をいう。
第二章 解散に關する處置
第三條 農醫師会及び裝蹄師会は、これを解散する。

第四條 日本農醫師会の清算については、この法律に定めるものを除き農醫師会令(昭和二年勅令第七十五号)の定めるところによる。

2 日本裝蹄師会の清算については、この法律に定めるものを除き裝蹄師会令(昭和十五年勅令第四百四十号)の定めるところによる。

第五條 都道府縣農醫師会の清算については、この法律に定めるものを除き農醫師会令の規定を準用する。

2 都道府縣裝蹄師会の清算については、この法律に定めるものを除き裝蹄師会令の規定を準用する。

3 前二項の場合において、農醫師会令及び裝蹄師会令中「農林大臣」とあるのは、「都道府縣知事」と読み替へるものとする。

第六條 農林大臣又は都道府縣知事は、農醫師会又は裝蹄師会の清算の監督上必要があると認めるときは、清算の事務及び財産の状況について清算人に報告を命じ、又は当該官吏若しくは吏員に検査をさせることができる。

2 当該官吏若しくは吏員が、前項の規定により検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し關係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

師会又は日本裝蹄師会にあつては農林大臣に、都道府縣農醫師会又は都道府縣裝蹄師会にあつては所轄都道府縣知事に届け出なければならない。

農林大臣又は都道府縣知事は、前項の届出があつたときは、農醫師会又は裝蹄師会の清算終了の旨を告示しなければならない。

第八條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第七十八條から第八十一条までの規定は、農醫師会及び裝蹄師会の清算にこれを準用する。

第三章 罰則
第九條 第六條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該官吏若しくは吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

附則
第十條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第十一條 農醫師法(大正十五年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第九條乃至第十一條 削除
第十二條 裝蹄師法(昭和十五年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第六條乃至第八條 削除
家畜傳染病予防法の一部を改正する法律案
家畜傳染病予防法の一部を改正する法律
家畜傳染病予防法(大正十一年法

律第二十九号)の一部を次のように改める。

「地方長官」を「都道府県知事又は特別市長」に改正する。

第一條第一項中「牛ノ傳染性流産、ダニ熱、」を「牛ノ結核病、」に改め、「炭疽、」の下に「牛馬ノ原生虫病(ヒロプラズマ病、アナプラズマ病、トリパノソーマ病及トリコモナス病ヲ謂フ以上同ジ)、牛山羊豚ノブルセラ病、」を、「仮性皮疽、」の下に「馬ノ流行性腦炎、馬ノ傳染性貧血、馬ノバラチフス、」を加え、「加奈陀馬痘、」を削り「豚丹毒、」の下に「豚ノバラチフス、」を加え、同條第二項を次のように改める。

前項ニ規定スル家畜及傳染病ヲ除クノ外蔓延ノ微アリ又ハ畜産ニ重大ナル影響ヲ及ボス虞アリト認ムル傳染性疾病發生シタルトキハ農林大臣ハ省令ヲ以テ動物及傳染性疾病ノ種類ヲ指定シ期間ヲ限リ本法ノ一部又ハ全部ヲ適用スルコトヲ得但シ其ノ期間ハ省令公布ノ日より一年ヲ超ユルコトヲ得ズ

第五條第一項第一号中「氣腫疽、」の下に「牛ノ結核病、」を、「炭疽、」の下に「牛馬ノ原生虫病、牛山羊豚ノブルセラ病、」を「仮性皮疽、」の下に「馬ノ流行性腦炎、馬ノ傳染性貧血、馬ノバラチフス、」を加え、「加奈陀馬痘、」を削り、「豚丹毒、」の下に「豚ノバラチフス、」を加える。

第八條第二項第一号中「牛ノ傳染性流産、ダニ熱、」を「牛ノ結核病、牛馬ノ原生虫病、牛山羊豚ノブルセラ病、馬ノ傳染性貧血、」に改め、同項第三号中「加奈陀馬痘、」を「馬ノ流行性腦炎、」に、「又ハ豚丹毒、」を

「豚丹毒又ハ豚ノバラチフス」に改め、同項第四号中「牛ノ傳染性流産、ダニ熱、」を「牛ノ結核病、牛馬ノ原生虫病、牛山羊豚ノブルセラ病、馬ノ傳染性貧血、」に、「若ハ豚丹毒、」を、「豚丹毒若ハ豚ノバラチフス」に改める。

第十九條、第二十條第一項、第二十二條及び第二十四條第二項中「移入を輸出」に改める。

第二十條ノ二 省令ヲ以テ定ムル家畜ハ都道府県知事又ハ都道府県知事ノ指定スル獸医師ノ発行スル健康證明書ヲ有スルモノニ非ザレバ之ヲ都道府県外ニ移出スルコトヲ得但シ屠殺ノ目的ヲ以テ屠場ニ直行スルモノナルコトヲ証スル都道府県知事ノ発行スル證明書ヲ有スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ健康證明書ノ様式ハ省令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條ノ二 第一項中「北海道地方費又ハ府縣費」を「都道府縣費」に、同條第二項中「基キテ発スル勅令ノ定ムル所ニ依リ」ヲ「基キ」に改める。

第二十二條ノ三 第二項中「北海道地方費又ハ府縣費」を「都道府縣費」に改める。

第二十三條 傳染病予防ニ関スル費用ハ左ノ区分ニ從ヒ國、都道府縣、特別市、市町村、特別区又ハ個人ニ於テ之ヲ負担スベシ

第一 左ニ掲グル費用ハ國ノ負担トス
一 市町村吏員又ハ特別区吏員タル家畜防疫委員以外ノ家畜防疫委員ノ旅費
二 傳染病予防ノ爲置入レタル

獸医師ノ手当及旅費

三 家畜傳染病予防ノ爲都道府縣ノ血清類ノ購入及製造ニ要シタル費用ノ二分ノ一但シ牛疫血清ニ付キテハ其ノ金額

四 第三第六号及第四二掲グルモノヲ除クノ外傳染病ノ予防ニ要スル消毒藥品費

五 第三三掲グルモノヲ除クノ外第二十條ノ検査ニ要スル費用

六 前條第一項ノ規定ニ依ル手当金ノ三分ノ一

七 第二十四條第一項及第二項ノ規定ニ依ル手当金

八 評價人ノ手当及旅費

第二 左ニ掲グル費用ハ市町村又ハ特別区ノ負担トス

一 家畜防疫委員ガ傳染病予防ノ爲置入レタル購入ノ費用
二 屍体又ハ物品ヲ埋却シタル土地ノ揭示費

五 抑留シタル犬ヲ返還スル場合ニ於テ其ノ犬抑留中ニ要シタル飼養管理費及返還ニ要スル費用

六 検査、検査、隔離又ハ緊留中ニ要スル飼養管理費

第四 屠場、化製場、家畜市場及之ニ附屬スル物品ノ消毒ニ要スル費用ハ場主又ハ開設者ノ負担トス

第五 前各項ニ掲グルモノヲ除クノ外傳染病予防ニ要スル費用ハ都道府縣又ハ特別市ノ負担トス

第二十四條第一項本文中「所有者ニ対シ」の下に「三万円ヲ超エサル範圍内ニ於テ政令ノ定ムル所ニ依リ」を加え、同條同項但書及び第四号を削り、第五号を第四号とし同條第二項中「第二号、第三号及第五号」を「第二号乃至第四号」に改める。

第二十四條ノ二 第五條乃至第八條及前條ノ規定ニ於テ都道府県知事又ハ特別市長トアルハ輸入又ハ輸出ニ付検査ヲ施行スル場合ニ於テハ動物検査所長トス

第二十六條中「五百円」を「一万円」に改める。

第二十七條中「三百円」を「五千円」に改める。

第二十八條 第十三條ノ届出ヲ爲サザル者及第二十條ノ二ニ規定ニ違反シタル者ハ千円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

ニ、市町村又ハ特別区ガ全部事務組合又ハ役場事務組合ヲ構成スル場合ニ在リテハ当該組合ニ之ヲ適用ス

附則
1 この法律は、公布の日から、これを施行する。

2 馬の傳染性貧血に罹リたる馬の殺処分ニ関する法律(昭和四年法律第九号)及び牛結核病の予防ニ関する法律(明治三十四年法律第三十五号)は、これを廃止する。

○大島政府委員 ただいま議題になりました各案を各個別にその提案の理由を説明したいと思ひます。

まず第一番に、農業協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げたいと思ひます。

農業協同組合の組織は、御承知の通り、金融事業を目的とする連合会は、他の事業を兼営してはならないという制限がございまして、現行法には何らの制約がございせん。しかしながら協同組合といひましたも、これが独自の性格に發展いたしますことは、経済民主化の見地から避けなければならぬことは申すまでもないところでありまして、すなわち私的独占の禁止に關する法律、及び経済力集中排除に關する法律の精神は、農業協同組合にいたしましてもまた適用せられべきことは、これを容認しなければならぬと思ひます。

この意味合におきまして、今回の改正案により、農業協同組合連合会に対して、その事業の兼営の範圍に制約を加えようとするのであります。すなわ

も現在、連合会の事業は、信用連合会を除いて包括的な兼営が認められてゐるわけでありますが、これを事業目的別にそれ／＼別個の連合会として組織せしめるのであります。その事業種別は信用事業、購買事業、農地の管理等の直接農業生産に關係する事業、販賣事業、共済事業及び農村の生活文化の改善に關する事業でありまして、これらの事業は相互に兼営することを禁止することとしたのであります。もつともこの原則にあまりに狭く拘泥いたしますときは、連合会の機能發揮をはなはだしく困難とする結果ともなりますので、連合会がその本来の事業として行う事業の目的を達成するために、通常必要とする範囲におきましては、他種の事業を兼営することのできることにいたしましたのであります。

以上がこの改正案の内容であります。が、何とぞ慎重御審議の上速やかに御可決あらんことを御願ひいたします。次は農業改良助長法の説明をいたしたいと思ふのであります。

食糧の増産をはかるために、農業に關する科学技術の発達及びその成果の速かなる普及をはかることは、きわめて緊要なことでありまして、これが基礎をなす農業に關する試験研究並びに技術知識の普及、及び交換に關する機構並びに機能を刷新することとしたしまして、昨年来連合軍最高司令部天然資源局の積極的助言と指導のもとに種々研究を重ね、目下その成果をとり進めてゐる次第であります。農業に關する試験研究には一段と力を注ぐ必要がありまして、現在、國立農業關係、試験場、大学、専門学校、都道府縣農

業關係試験場、その他民間機關において行われておりました、ややもすればこれらの各機關における試験研究には、重複反復するものも少なくなつたのであります。この際これらの各機關の有機連絡調整を一段と緊密にいたしますとともに、時勢の要求に應じ、農業の発展に則して、最も適切な試験研究を能率的に推進助長することとし、一定の計画の下に研究助成をいたしたいと思ふのであります。またかかる試験研究の結果に基く諸成績の普及浸透に關し、種々努力が拂われ、最近におきましては、特に指導農場を中心とする普及方式を採用してまいりましたが、農業金融解体後における諸情勢並びに國家財政等の点をも考慮いたしまして、一般組織的に普及技術者を設置し、これにより技術普及をはかることの方を採用することとなりまして、この新方式の実施に關しましては、農林省並びに都道府縣等が、資金その他の面においてその最も緊密なる協力をいたすことによつて、所期の成果が發揮できるものと信ずるのであります。

以上申し述べました諸目的を達成いたし、また、國庫の助成に關する法律を制定する必要があると認めましたので、ここに本法の制定を提案することになつた次第であります。慎重御審議の上速やかに御協賛あらんことをお願いいたします。

その次は食糧確保臨時措置法案についてその提案の理由を説明申し上げます。

この法案は食糧供出制度の根本的な改善をはかうとするもので、さきに第一回國會に提案をいたし審議未了に

なりました臨時農業生産調整法案について、その審議の際問題になりました点、並びにその後に御意見のありました点等、幾多の事項にわたつて修正を加えたものであります。

この法案の主意といたしますところは、供出制度について、第一に今日の食糧生産の状況に即して、國として合理的に期待し得るところの一定量の食糧供出を確保すること、第二に供出制度が農家の増産意欲をむしろ高める方向のものでなければならぬこと、第三に府縣、町村、次に各農家を通過して供出負担の公平化を促すことの三点であります。以下内容の重要な点を述べます。

第一に、主要食糧生産物について、事前に生産と供出の割當を行ひまして、農家の生産と供出の責任制を確立することでありまして、すなわち米、麦、芋類及び雜穀について、あらかじめ農業計画というものを定めるのであります。これはこれらの生産数量、供出数量を割當して、農家の生産及び供出の責任を明らかにするとともに、それに對して肥料、農薬及び農具の配給の裏打ちを計画的に行うのであります。しかし農家の増産意欲を高めるとともに、農家の責任の限界をも明らかにする意味において、強制的な意味における追加供出割當は行わないことを明らかにしたのであります。また農家の供出を促進するために、政府は必要な奨励措置、たとえば本年度には米の超過供出について、公定價格の三倍で買上げる等の措置を講ずるとともに、主務大臣は、肥料、農薬、農具

等の生産、配給、輸送の業務を営む者に対して、それらの供出を確保するために必要な事項を指示することができるとしたものであります。

第二に、この割當の方法は、農林大臣が中央農業調整審議会と知事の意見を聴き、都道府縣別に農業計画を定め、これを知事に指示するのであります。知事はその指示に従ひ市町村別に農業計画を定め、これを市町村長に指示し、市町村長はその指示に従ひ農家に指示するに、あらかじめ市町村農業調整委員會の議決を得ることを必要とし、市町村長が農家に指示するに、あらかじめ市町村農業調整委員會の議決を得ることを必要とするのであります。農家別の農業計画はこれを公表し、農家に異議の申立を認めて割當の公正を期し、農家の納得のいく生産と供出を行つてもらうとするのであります。

第三に、以上のようにして、あらかじめ生産と供出との責任数量を明確にするのでありますから、肥料、農薬及び農具はその生産の計画と結びつけて割當を行ひ、配給することになるのであります。また指示通りには作付を行つても、災害その他やむを得ない事由で生産があらざる、計画通り供出ができないときには、農家は供出数量の変更を市町村長に對して請求することができるとなつております。

第四に、以上のやうにして民主的なかつ合理的な方法と手続によつて割當を行ひ、主要食糧生産物の生産と供出を確保するのであります。特に必要がありまれば、知事は、ある種の不急作物の作付を制限するために、その

作付について市町村農業調整委員會の承認を受けさせるとか、また農業生産上の障害を排除し、または増産をはかるため、必要があれば、市町村農業調整委員會に病虫害の駆除予防、水利の調整等について、農家に對し必要な指示をする権限を與へるのであります。

第五に、以上のような措置は、その実施機關が民主化されなければ、從來と何ら異なることなく、実効もまたあらぬわけでありまして、市町村地方事務所の管轄區域及び都道府縣に農業調整委員會を設置し、その委員は農民の間から公選することにし、他に學識経験者若干名を加へることとし、会長は委員の互選とし、委員のリコール制を認めたのであります。前にも述べましたように、生産、供出及び資材の割當は委員會の議決に必要とするのであり、委員の任務はまことに重大であります。本案が成立すれば、趣旨の徹底をはかつた上委員の選挙を行うことになりまして、それまでは食糧調整委員會がその権限を代行することになつております。なお町村においては、その計画の樹立と実施のために必要な専任職員を設置することになつておるのであります。

なお本法案は、当面の食糧危機を突破するための対策であり、主要食糧の生産と供出とを確保するためのものであります。その有効期間を一應昭和二十六年三月末とした次第であります。

以上が食糧確保臨時措置法の骨子となる点でありまして、要旨とすることは、農家の生産意欲を高揚して増産への努力を勵まし、食糧問題の根本か

らの解決をはかつていきたいと考えておるのであります。

農業災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由の大体を御説明申し上げたいと思ひます。

農業災害補償法は、御承知の通り旧農業保険法及び家畜保険法を承継し、さらにこれを拡充強化したものとしまして

昨年十二月十五日施行せられたのであります。昨年の関東、東北の大水害に對しましては、水禍に對して本法を適用して適用する等、施行当初より早くも新制度による農業災害の補償、農業生産力の維持確保という重要な機能を發揮し、壊滅に瀕した農家経営の安定、農業生産の發展に寄與するところ多大なものがあったのであります。

しかしながら、本法は施行以來日なお淺く、法律内容の不備も絶無とはいひがたいので、かかる点をできる限り、近い機会に是正することは、農業災害補償法成立の際、衆議院の附帯決議中に要望せられたところでありまして、その趣旨に副つて農業災害補償法の一部を改正し、もつて本法の目的達成に遺憾なきことを期することとした次第であります。以下本法の内容を御説明申し上げます。

第一は、蚕繭共済について共済掛金の消費者負担の規定を設けたことであります。御承知の通り農業保険法においては、桑葉の保險について保險料の一部を日本蚕糸統制株式会社が負担し、生糸の生産を確保する制度が規定されてゐたのであります。災害補償法の施行當時におきましては、蚕糸統制会社が閉鎖機關に指定されてゐた等の理由により、かかる制度をただちに実施することができず、一時新法より除外し

たのであります。が、今回農作物共済に關し消費者負担の制度を規定したと同様なことを、今回蚕繭共済についても早急に実施し、もつて輸出の大宗である生糸の生産を確保することは重要なので、蚕繭共済にかかる共済掛金の一部を製糸業者等が負担せしめ、さらにその負担額を消費者が負担すること、政府が生糸等の統制額を定めることにいたしましたのであります。この消費者負担額は別に政令で定めるのであります。その方法は原則的には農作物共済の場合と同一であります。ただ各都道府県の通常共済掛金標準率より全國共通の最低掛金部分を控除した残りの八分の七、超異常共済掛金標準率の八分の七、超異常共済掛金標準率のすべてを加えた率を各都道府県の共済金額に乘じ、都道府県ごとに得られる金額の合計額が消費者負担部分となる点が異なるのであります。この八分の七というのは、生産せられた蚕繭の八分の一が養蚕農家の自家消費となり、八分の七が販賣されるという從來の大体の実績に基くものであります。

第二は共済事故の拡大であります。農業災害補償法では蚕繭共済の共済事故を、蚕兒の病害及び風水害、干害、凍害又はひょう害による桑葉の減収に限定してゐたのであります。が、今回桑葉の減収について、地震及び噴火を含む氣象上の一切の原因による事故にまで、その範圍を拡大したのであります。なお前國會における衆議院の附帯決議の線に沿つて、農作物共済事故中に雪害を明示したのであります。

第三は、農林保險審査会を農業共済再保險審査会と改めたのであります。從來農林保險審査会は農業保險、家畜保險のほか、漁船保險、森林火災國營保險の中央審査会たる権能を有してゐたのであります。が、機能の強化と運営の円滑を期するため、今回各保險の種類別に審査会を設けることにいたしました。これを農業共済再保險審査会に改めたのであります。

何とぞ慎重御審議の上速やかに御協賛あらんことを切望する次第であります。次に家畜傳染病予防法の一部を改正する法律案及び獸医師会及び裝飾師会の解散に關する法律案の説明をいたしたいと思います。

御承知の通り、わが國は周辺に各種各様の家畜傳染病の常在地を控へ、當時これら傳染病の侵入に暴露されてゐるのが実狀であります。過去数十年にわたる努力の結果、朝鮮、台灣から牛疫、口蹄疫、牛肺疫のごとき悪性傳染病を驅逐し、さらに滿蒙、北支那からの劉潁に著々にその実を納めつつあつたところ、敗戦によつて國內家畜防疫と一連の關係にあつたこれらの家畜防疫施設を一挙にして失つたのであります。

加ふるに終戦の混亂に乗じて、これらの地域には再び各種の傳染病が流行してゐる模様であり、家畜の密輸入の絶えない事実等を考えます場合、実に憂心にたえないものがあるものであります。よつてこれらの新事態に對処するために、家畜傳染病予防法を整備強化したとして、その完全を期さなければならぬ次第であり、また御承知の通り畜産の振興に對する世論の要請に切なるものがありますので、政府といひましたもこの線に沿つてせつかく努力中であり、この意味からいたしまして、表裏一体の關係にある家畜

防疫を従前よりさらに強化する必要に迫られておりますので、本法案を提案した次第であります。

次に改正案の要旨について簡単に御説明申し上げます。

第一は海港において行ふ家畜檢疫は、税關長において実施し得ることになつておりましたのを、農林省直轄の動物檢疫所が發足いたしましたので、税關長を動物檢疫所長に改めた点であります。

第二は侵入または蔓延し、畜産に重大な影響を與えるおそれの多い傳染病を家畜傳染病として定め、すでに危険のないと認められるものを除き、また一部の傳染病を獸醫學の進歩に伴つて病因的に配列換えを致した点であります。

第三は、以上のように家畜や傳染病の種類を定めておりましたも、これ以外に發生して畜産に重大な影響を及ぼすおそれのあるものが、過去の例におきましてもありましたので、かかる事態の發生口しました場合、農林大臣が隔離の防疫をなし得るよう改めた点であります。もちろん本法を適用いたしますれば、個人の經濟にも制約を加へることになりますので、この措置はきわめて暫定的なものとし、引續き必要ならば法律を改正してこれに當るべきものであるから改正案においてはその有効期間を一年間以内に定めたのであります。

第四は、第二の改正に伴ひまして、本法の傳染病から削除したものに、き、また新たに本法に加へたものの病性を考慮し、防疫措置に緩急の度をつけ、關係條文の整理を行つた点であります。

防疫を従前よりさらに強化する必要に迫られておりますので、本法案を提案した次第であります。

次に改正案の要旨について簡単に御説明申し上げます。

第一は海港において行ふ家畜檢疫は、税關長において実施し得ることになつておりましたのを、農林省直轄の動物檢疫所が發足いたしましたので、税關長を動物檢疫所長に改めた点であります。

第二は侵入または蔓延し、畜産に重大な影響を與えるおそれの多い傳染病を家畜傳染病として定め、すでに危険のないと認められるものを除き、また一部の傳染病を獸醫學の進歩に伴つて病因的に配列換えを致した点であります。

第三は、以上のように家畜や傳染病の種類を定めておりましたも、これ以外に發生して畜産に重大な影響を及ぼすおそれのあるものが、過去の例におきましてもありましたので、かかる事態の發生口しました場合、農林大臣が隔離の防疫をなし得るよう改めた点であります。もちろん本法を適用いたしますれば、個人の經濟にも制約を加へることになりますので、この措置はきわめて暫定的なものとし、引續き必要ならば法律を改正してこれに當るべきものであるから改正案においてはその有効期間を一年間以内に定めたのであります。

第四は、第二の改正に伴ひまして、本法の傳染病から削除したものに、き、また新たに本法に加へたものの病性を考慮し、防疫措置に緩急の度をつけ、關係條文の整理を行つた点であります。

第五は、新たに輸出家畜物について、輸入の場合と同様、本法に基く檢疫を実施するよう改めたことであります。

第六は、都道府県外に家畜を移動せんとするときは、家畜は都道府県知事または都道府県知事の指定する獸醫師の發行する健康証明書を要することとした点であります。家畜傳染病の蔓延を防ぎ、健康な家畜を入手せしめることが、畜産振興ひいては農業經營の改善にも、農業生産の増強にも必要でありますので、この措置をいたすものであります。

但し屠殺の目的を以て屠場に直行するものであることを、都道府県知事において証明したものは、証明書を必要としないことにいたしました。その理由といたしましては、到着後一定の場所短期間飼われるものであることを、いたすに拘束することは、ひいては畜産の發達を阻害することを考慮したからであります。

第七は罰則の金額を改正した点であります。

第八は、從來勅令で定められることになつてゐた費用負担区分を、地方財政法制定の精神に副つて、法律の中に組み入れた点であります。

第九は、屠場において屠殺解体の結果傳染病にかかつてゐることがわかると、食用に適せずとして廃棄したものに對して、手当金を交付することになつてゐた條項を削除した点であります。その理由は出荷地において防疫施設をし、また屠場に入る際生体検査をすれば、おむね防疫の目的を果し得ると考へること、過去においてこの事例の少なかつたこと、この條項を

は、賃借権の回復ができないことになつてゐるが、これを当該第三者が適法かつ正當に耕作権を取得した場合に限定すること。これは、從來の規定によりますと、引上者と第三者が脱法的な行爲に出ることが考えられまして、この規定の精神が失われるおそれがありますので、今回その範圍を制限し、まして、第三者が適法かつ正當に耕作して

いる場合に限つたのであります。

第九が、小作調停制度を次のように改善すること。一、裁判所が小作調停を受理した場合は、原則として事件を市町村農地委員会の勧解に付すること、を要するものとする。二、裁判所が調停をする場合には、小作官または小作主の意見を聴かなければならぬこと。三、地方裁判所長が選任する調停委員となるべき者は、これを都道府県農地委員会において推薦する者及びその他適当な者について選任することとする。この小作調停の改善につきましては、いろいろ委員会におきましても御議論がありましたし、これは全然廃止の方がよろうというような意見もあつたのであります。この小作調停法は、一方におきまして非常に弊害があり、同時に、一方におきましては相当長所もあるわけであり、これを今度ばためて、そうして長所のある点を伸ばすという考えからいたしまして、こういうふうに改善することにいたしましたのであります。その要点は、ここに書いてあります通り、裁判所が全部独断的にやるのではなくして、今度は市町村農地委員会がこれに加わるといふこととしたのであります。それで、裁判所が小作調停の受理をいたしますと、これをただちに市町村農地委員会の勧解にかけなければならぬ、市町村農地委員会の勧解をかけなければ一方において調停ができないというように、まず第一に市町村農地委員会が事実上の調停をなすことに改めたのであります。それから、従来は小作官、小作主、小作主は役人であり、小作主事は地方自治法

による縣における主事であり、従来は小作官の意見を聴くことを得と調停法に規定されておつたのであります。これはどうも、裁判所の方で聴くことを得ですから、聴いても聴かぬでもよろしいというので、一方的にきめられるおそれがあつたのであります。が、小作調停は十分に農村の実情を知つて調停をやらなければいけませんから、今度は小作官の意見をどうしても聴かなければならぬ、こういうふうに規定を改めたのであります。それから、地方裁判所調停委員であります、小作調停は、御承知の通り、裁判所の調停と、それから一方小作調停委員会の調停があるわけでありまして、小作調停委員の調停の方がむしろ原則になつておるわけであり、それ、小作調停委員を選任するといふことは、この調停がいかに運用されるかといふことと極めて重要な關係をもつておるわけでありまして、これにつきましては、従来裁判所が調停委員を各部門別に選任して、そうして、いよいよ調停をいたしますときに、その中から適当な者を指定をいたしまして、これで調停委員会を組織いたしました。そして、担任の判事が会長になつて調停をするになつておつたのであります。それゆゑに、調停委員会に新しい空氣を吹きこむといふことが調停を円満に進行するゆゑんでありますので、民主的に選ばれたところの各縣農地委員会の委員の方、その他適当なる者をこの中に入れていくといふことが必要でありますから、そこで、都道府県農地委員会において推薦した者を、この調停委員にしようといふことにしまして、この調停を民

主的に運用しようといふのがこの調停制度の改正の趣旨であるのであります。大体調停法の改正の趣旨は以上の通りであります。

次は自作農創設特別措置法の一部を改正する法律案であります。

第一は、民法施行法第四十七條に規定されている永小作権、すなわち民法施行前に永久存続すべきものとして設定された永小作権及び存続期間が五十年を超える永小作権は、同法の規定による本年七月十五日において効力を失ふことになつて、農地改革の趣旨に照らして、その処理を行うため、かかる永小作権の存する農地及び牧野は、政府において買収することができ、承知の通り、この永小作権は、皆様に御承知の通り、従来これにつきま

していろいろ調査をしてまいりましたけれども、大体今までの調査により、三万町歩ばかりもあるといふやうな關係になつておつたのであります。自作農創設その他によりまして、だんだんこれを自作農にするといふやうな対策を講じてまいりました。その他いろいろの変更をいたしまして、最近におきましてはこの永小作権は非常に減少しておりまして、農地改革以前における町歩は大体一万町歩余しかないことになつたのであります。その永小作権の中には御承知の通り、設定永小作権、これはすなわち民法が定めて、民法の規定によつて新しく設定された永小作権と、それから徳川時代からずっと続いておりますところの旧慣永代小作といふのがあります。これは永久に存続すべきものとして認定せられたものであります。この中

には、いろいろの負担のために永久に存続するものもあります。あるいは土地制度の關係から永久に存続するものとなつておるもの、その他いろいろの關係のものがありますが、要するに、永久に存続するといふ分劃所を有権的性質をもつておる永小作権であります。この二つの面積は、大体約一万町歩余のうちで、旧慣永代小作の永久に続くといふものが、大体六千町歩ばかりあるわけであり、

これは民法によりまして、つと五十年以上続くものは五十年で打ち切るといふことになつておりますが、施行規則によりまして、これが五十年期間が過ぎますと、その期間の過ぎた後一年以内に、地主の方が相当價格で買取るなり、地主が買取らなければ、その次の一箇度において小作人において買取することを要するといふことが規定してあります。買取権は地主に優先をせられておるのであります。それで五十年の期間がちょうど本年度の七月十五日に切れることになつておるのでありますから、放つておけば、これは地主の方が優先権があつて、相當の價格で買取つてしまへば、小作人は買取ることができな。こゝういふ結果になるのであります。それゆゑに、こゝにおいて何とかしてこれを整理しなければならぬといふことに達達したのであります。それでこの対策につきましては、存続した方がよい、あるいは解消した方がよいといふ意見が種々ありました。これはもうわずかでありまして、この際一應原則として整理をするといふ方針をとつたのであります。

そこでその整理の方法はどうかと申

しますと、これは現在の保有地は、日本全國平均一町歩ということになつておりますが、たとえばその一町歩以内にはいりましても、旧慣小作権がその中に含まれておるといふと、それは農地委員会が買うことを相當と認めた場合においては、認定買収によつて今度は買取る。そしてこれを小作人に賣ることができるといふように、農地改革法の一環といたしましてこれを処理することにしたのであります。これが第一であります。

その次が、自作農が、全然農業に従事せず、しかもその自作地、自作牧野のある市町村及びその隣接市町村の区域内に住所を有しない場合における、その自作地を買収することができるとすること。これは従来自作地といふものは、全然買収しないといふのが大體の原則であつたのであります。しかしながら隣りの村、そのまた隣の村といふように、遠方に農地をもつておられて、しかもそれが實際に自分で耕作してない、人頼みをしておるものがあります。これはどうも自作と申しながらもことに適切でないといふので、このやうな自作地、牧野については、買収することに今度したのであります。

それから農地の適及買収を円滑に行うため従来の規定を更に明確にする。と。親戚金算定の基準となる農地の面積は、一世帯につき平均北海道十二町歩、内地三町歩であるが、従来省令で規定されていた事項を法律に明文化すること。これはもう御説明申し上げるまでもないのであります。従来は面積は北海道十二町歩内地三町歩といふのであります。これを各地方におい

て、また小さく各縣によつてわけま
し、中央委員会が定めた地方、おの
／＼廣いところと狭いところと平均三町歩
になるのであるが、それによつて
報償金を定めることにしております
のは非常なめんどうであり、手続を要
します。この場合法律に基きまし
て北海道は十二町歩、内地は三町歩と
いうようにきめたのであります。しか
しこれは從來は省令で仕方なくきめて
おつたのであります。これは重要な
事項でありますから、省令からのけ
まして、この法律の中に内容といひし
まして規定をしたような次第でありま
す。

それから次が、入会、牧野、個人有
の牧野で共同利用の目的に供されてい
るものを政府において買収しうること
にすること、これは入会、牧野、個人
有の牧野で共同利用の目的に從來供
せられておつたものは大体対象になつ
ていなかつたのであります。これも
一方解放という立場から必要であれば
買収し得るようこれを定めたので
あります。

それから第三には未墾地の買収であ
ります。未墾地の買収に關し、昭和二
十度十一月二十三日以後に旧軍用地
で、國費が開発された農地は、未墾地
として買収することができることにす
ること。これは從來未墾地の買収に關
しまして、旧軍用地については、い
ろいろの人がはいてまして、そうして
これを乱雑に開墾やいろ／＼なことを
しておつたといふことで、現状を見ま
すと非常に適正でないような分割の仕
方、しかも利用方法においても非常に
不完全な利用をしておりまして、これ
を整理しなければどうにもならないと

いうような場合が多々ありますので、
これらの点を考慮いたしまして、今度
未墾地として買収ができる、買収した
ものを政府の計画によつてうまくやつ
て、ほんとうの立ち行くような農家を
入れて、これを再配分することができ
るという規定にいたしましたわけであり
ます。

第四は、都道府縣においても、未墾
地の買収又は使用予定地域の指定をな
し得るとするとともに、その指定の必
要がなくなつた場合、これを取り消す
べき旨の規定を設けること。これはこ
の通りであります。

それから政府が買収した未墾地又は
牧野について、立木、竹建物等を所有
する者又は家畜の放牧若しくは採草を
していた者に対して、買収後定められ
た時期まで従前と同一の使用収益をさ
せるため当該土地を使用させることに
すること。これは書いてある通りであ
りまして、その牧野未墾地等についてこ
れを荒したり壊したりすることは困り
ますから、当分の間従来通り使用さ
せるようにしたというだけのことであ
ります。

は御承知のように、それ／＼の開港場
において輸出入植物並びに動物につ
いて検査を現在やつておるわけであり
ますが、法制的に変わりましたのは、外國
から入れます植物について、外國で植
物の検査制度をやつておるといふ場合
におきましては、その検査の証明書を
つけたものでなければいけない。すな
わち病菌が附いていないという証明
のあるものでなければいけない。とい
うことになったのであります。それ
から輸入の場所を開港場並びに飛行
場、新しく飛行場を加えたという点、
それから郵便物にいたします場合は、
小包郵便にして送らなければならな
いといふことになつておるのであります
が、これは今まで規則にありましたの
を法律の中に繰り入れたという点であ
ります。これは輸入の点であります
が、輸出の点につきましては栽培をし
ておる園地の検査をやるといふ制度を
附けた。たとえばみかんにつきまして
清水港等の輸出港で、検査をいたしま
す。ほかに、産地の園地において検査
をする。これはアメリカ等におきまし
てそういう検査を要求しておるような事
情もありますので、これを法制化し
た、それだけの簡単な事柄であります。

さらに輸出入植物検査の審議会を設
置いたしまして、この法律の運用の重
要事項について関係ある方々の意見を
徴して決定する、こういうようにいた
したのであります。法律は古い法律の
全文改正でありますけれども、内容と
して變つておりますのは、そういう程
度であります。

○井上委員長 これより質疑に入りま
す。質疑は通告順によつてこれを許し
ます。松澤君。

○松澤(一)委員 田辺農地部長にちよ
つとお伺いいたします。農地改革は二
箇年間に完了する、こういうことにな
つておるが、こつちに説明書がないの
で、さつきの説明でちよつと聴きま
しましたが、來年の三月まで継続する
とか、あるいは委員をそのままにおく
とかといふことであるが、その点御説
明願いたいと思つております。

○田邊説明員 農地改革がいつ済むか
といふことにつきましては、はつきり
その中では書いてありませんが、ただ
農地買収、賣渡しにつきましては、こ
れは本年末までにこれを完了するよう
に、こつちうふに書いてあります。こ
ら、買収、賣渡しにつきましては、こ
れが農地改革の実質といひます。な
らば、そういうことになりまして、こ
の農地改革は実際にこれがいつ済むかど
いふことにつきましては、まだ何らき
まつておりません。

○松澤(二)委員 そうすると、第三次
の農地改革は、法律施行後滿二箇年で
完了でき得ない情勢におかれておるわ
けですか。

それから第三次の農地改革は本年
末まで完了したものであります。そ
れからさつきの御質問に、來年の三
月三十一日まで委員会を設置するとい
うお話であります。これは現在におか
れております農地委員の任期がこの年
末で切れますのを、しばらく暫定的に
その時期まで延長す、こういう意味で
あります。

○松澤(三)委員 土地の買収とまた賣
渡し等が数字においてあげられておる
のであります。これから起きた弊害
の、土地を取上げられた数字があがつ
ていないが、その資料を今日でなくて
よろしいから、ひとつ提出してもらい
たい。ただ政府は、今度の農地改革で
小作が百五十万町歩以上買収された
と、あたかも誇大に宣傳しておられ
るが、逆にこの反面に、農地委員等が、
この農地改革の立法の精神を理解せず
に、逆に小作地を取上げられたとい
う現象が、全國到處にあるのであ
ります。従つてその資料をわれ／＼の
方に、この自作農の一部の改正が完了
するまでにひとつ提出を願ひたい。

それから農地委員の三月までの継続
の問題であります。われ／＼は今度
の自作農の一部の改正と、農地調整法の
一部の改正について、農地委員は一度
改選したらどうか。全國を通じて農地
委員が立法の精神をわきまえずに、逆
にそのときそのときの請託や何かで、
この農地改革をやつておるといふこと
は、全國到處にある。こつちう
理解のない農地委員が多少はいつてお
る限り、農地部としては、この立法の
普及といふものを誤つておるのであり
ます。土地が買収され、賣渡される
といふこのときに、むしろ農地委員を全
國的にかえて、そうしてよくその趣旨
を徹底することが、私は今日では一番
必要なことだと思つておるので、そ
ういふ改正も今度の改正の中にはいつ
ていかなければならぬとわれ／＼は思
つております。これに對しての御見解
を承つておきます。

○山添政府委員 農地委員の改選の問
題であります。大体農地委員の構成
等につきましても、一應既墾地の買入
れ並びに賣渡し等が済みました状況に
即して、やはり階級的な区分といふも
のが、今五、三、二というようになつ

ておりますが、それらの状況も新しい状況に即して考え直さなければならぬと考へておられるのであります。従つてそれらの改正案を次の国会に提案をいたしまして、その結果によつて選挙をやる、こういう考へ方をいたしてありますので、暫定的にその期間だけ延期をする。こういう措置を必要だと考へておられるのであります。

○松澤(一)委員 その弊害がわかつておられるのか、その一部を改正するといふ法律案をこの際出すのに、それをなせ入れなかつたか。今でも遅くない。ただちにこれを入れる意思があるかどうか、それを承りたい。

○山添政府委員 これは現在の農地委員におきまして、土地の買入れ並に賣渡しをいたしているわけでありまして、御承知のように土地の買入れ並に賣渡しは本年度完了いたします。しかしながらその事務自身は同一の農地委員会であることが適当でございまして、結局そういたしますと、來年の一月から三月までの期間のことです。

○松澤(一)委員 その弊害を認めながら、しかも選挙の改正がこの條文の中にはいつていながら、なぜ過ちをただちに改めようといふ考へ方をたぬのか。次の国会というならば、われ／＼はその國會をまつわけにはいきません。農地委員がイデオロギーがなくして、むしろそのとき／＼の請託によつてひきしてみたり、あるいはコンミッショ

ンをとつたり、あるいはそれを職業的にやるという弊害が、全國にも今日では顯著に現われているのであります。この顯著に現われていることがあればこそ、今日われ／＼はただちにこれを賣渡計画等に使つてはいかぬ、従つてもう一度農地委員の改選をしなればいかぬといふことを、初めてやつてみてわかつたのであります。ただちにその弊害を政府も認めていながら、その改正が得ないといふことは、理由はどこにもないと思つております。

質問者が多いようですから、私は少しし自分の思ひつたことだけ言つておきますが、もう一つは、さつき田辺部長のお話では、採草地、牧地等も今度は会律の中にはつきりしてきただけ、今日は開拓局長がいらないから、私は遺憾だと思ふのだが、農政局にお尋ねしますが、農地開放と開拓と非常に緊密な起している。村の入会権をもつた採草地、牧地にどう／＼引揚者がはいつてきて、それが争つてゐる。しかも開拓局は開拓局で勝手な熱を吹く。それで村の人たちがこれと争つてゐる。こういう点に対して、同じ農林省の中にいてこれだけのことがわかつていながら、今までなぜこれを等閑に附しておつたか。われ／＼が農地改革当初において一番強く主張したのは、將來の日本の農業経営は近接林の開放なくしてはできない。しかるに農林省は山の開放には手を着けぬとか、あるいは山林資本家に対して常に躊躇した意見ばかり、盛んに不必要だといふような意見まで吐いている。近接林の解放といふことは、今後の日本の農業経営に重大なる影響をもつにかかわら

ず、今まで入会をもつておつたところの牧地、採草地あるいは薪炭林等に対してのいきさつがいろいろともなされておるのであります。この点もこの際この改正によつてはつきりしていただきたいと思つておる。またわれ／＼はしようと思つておる。こういうわけはこの点に対する見解をこの機会に承つておきたい。

○山添政府委員 開墾いたしますのにつきまして、いわゆる農林業、入会地等をいかに処理するかといふことにつきましては、地元関係に非常に問題が起る場合があるわけでありまして、結局農業経営には薪炭林、採草地でありますとかそういう資源を得ます土地が必要であります。この要求が一つ、それからまた國全体といたしまして、開拓をいたしまして入植せしめ、これによつて食糧増産を期しますとともに、併せてある程度人口収容力を殖やす、これもまた大きな政策であります。従つてこれは両方にらみ合せて適切な開拓の振興をはからねばならぬのであります。従つてこの未墾地の買収につきましては、山林の方面、畜産の方面、お互いに相寄りまして相談をしてきめていく。そうして全体として國土利用の適正をはかつていく。こういう精神並びに手続をもつて進めておる。こういうわけであります。

○松澤(一)委員 それは大きな間違いで、農林省がかつて開拓地として引揚者などを入れておられるのぢやないか。それがために関係町村と争ひを起しておる。次の機会でもいいですが、開拓局長を呼んでこれに対する御説明を願いたい。

それからこの機会にただいまの御説明中の一部を十分聞いておきたいと思ふのであります。離れた他町村に自作地をもつておられる者は、みずから耕さざる限りこれは今度買収の対象にする。ごもつともであります。一体離れた町村であるうと自分の町村であるうと、みずから耕さぬ所に自作地があるとは私は思つていなかった。みずから耕すから自作地と思つていたのであるが、そうすると人を雇つてもあるいは他に管理者を置いておいても、今までそういう自作地があつたのかどうか。そういう自作地は實際的に買収の対象としなかつたのかどうか。その点をひとつ御説明願いたい。

○山添政府委員 自作地といふ以上はみずから耕すといふことを常識的に考へておるのであります。ところが法律の解釈をいたしましては、自分の計算でやれば、それを自作地と解する。こゝういふ法律の書き方でもあり、また立法當時における政府の解釈でもあつたわけでありまして、そこで今回そういう全然自分で耕さない人は、おおむね外におるわけであるわけでありまして、これを買収するといふ規定を設けたといふのであります。一方またみずからその土地に住んでみずから自作をしておる、しかも雇傭労働を多く使つておるといふような場合には、これはその経営が適正でないといふことにいたしました。通常的地域に定められておる、全國平均で申しますと、三町歩そこまですくなくして、こゝういふふうにいいたしておるわけでありまして、○松澤(一)委員 今局長は自作地とは自分の計算する土地だから人を使つてもいいといふような解釈で政府はいた

通すときに、そういう解釈は速記録を取寄せて見ればわかるが、かなり違つてゐるので、みずから耕さなければならぬと思つてゐる。ましてや特別な者に耕すような形式をとつて、自分たちが計算して自分でつくつておるような仮裝的な自作地はないかといふことに對して、そんなことは絶対にありませんとときつと答弁しておると思ふ。こゝういふやうなやふな解釈をしておるがために過去において弊害を起した。それがために農林省は確固たる方針をもたなかつたから、そういう弊害によつて逆に農地が開放されなかつたといふことが多くあるのであります。この機会に少くとも今日では名目だけの自作地といふものは、土地の農地委員会、村の農地委員会等によればそれは十分わかるのでありますから、假裝的であつたり、名目だけの自作地は断じて許さぬといふ、この点に對してはつきりした御答弁を願ひたいのであります。

○山添政府委員 松澤委員のおつしやるように、農地改革の精神はあるわけでありまして、われ／＼もそういう精神で運用に當つておるわけでありまして、この自作農創設特別措置法の第三條に書いてありますが、「自作地で当該自作地に就いての自作農以外の者が請負その他の契約に基づき耕作の業務の目的に供しているもの」といふ字句がありまして、大抵の場合にはそれによつて買収ができるというふうには考へておつたのですけれども、これだけでは足りないといふので今日條文を附加したものであります。結局この法律の解釈そのものといひましては、文字の解釈としては自己の計算でやるもの

○松澤(一)委員 今局長は自作地とは自分の計算する土地だから人を使つてもいいといふような解釈で政府はいた

○松澤(一)委員 今局長は自作地とは自分の計算する土地だから人を使つてもいいといふような解釈で政府はいた

を自作地と称する。しかし實際上の精神から申しますと、何と言いましても、常識から考えてもみずから労作に従事するものを自作、こう見るわけがあります。しかしただいま申し上げますように、法律的には自己の計算でやるものを一應自作地と見ておられるけれども「当該自作地に就いての自作農以外の者が請負その他の契約に基き耕作の業務の目的に供しているもの」これを買うというのでずつと買つておつたのでありますが、しかし今申し上げますように今回付け加えますような條項に該当するようなのは、ただいまの條文ではちよつと不十分である、こういうわけで附け加えることになつたのであります。

○松澤(一)委員 私は常に申し上げておるのですが、農林省が一つの法律を議會を通して、これを運用していくには常に立法の精神がその中に十分含まれていなければならない。議會でわれわれがこつとつて審議して、その質疑をいたすゆゑんのもの、立法の精神を生かしておるのであります。しかるに往々にして末端にいくと、運用にあつてそれが適用されて、そうして立法の精神が失われるといふのが今までの日本の法律のいき方でありまして、これをわれわれは今まで指摘しておるのであります。今後は委員で審議した精神というものは、運用の上に生かしていつていただきたい。

もう一つ、さつき田辺部長のお話の中に、調停等において小作官の権限が今まで弱かつた。私はときに官僚攻撃をいたしますけれども、今日の小作官ほど日本の農地開放を理解しておるものはないと思つております。また実に

強い意見をもつております。この点に對しては私は敬服しております。ところが今までの立法では、調停等において小作官の発言権といふものは非常に弱かつた。しかも先ほど私が申し上げた通り、農地開放の精神を忘れた農地委員が多少あつて、かえつて小作官等が追い込まれておつたといふこの弊害を見るにつけても、この点は特に強調しておきたい。むしろ小作官はこの農地開放に対する指導的立場にあると同時に、公正なる立場に立つて、運営をする上に強い力をもつてよろしいと私は考へるのであります。この点については、この機会に十分立会の精神を活動しておいてもらいたいと思つております。一應これで私の質問を打ち切ります。

○井上委員長 皆さんにお語りいたします。速記の関係がありますので、午後正一時に開會をいたしますから、質疑のある方はそのときにお願ひいたします。

この際特別にお語りをしておきますが、薪炭價格調整生産配給統制問題、木材生産配給問題、治山治水造林の問題、木材資源問題等の諸問題を協議いたすために、林業小委員会を設けたいと思ひますが異議ありませんか。

○井上委員長 異議なきものと認めまして林業小委員会を設置することにいたします。その委員の選任方法は委員長に御一任願ひたいと思ひますが御異議ありませんか。

○井上委員長 異議なきものと認めます。

○井上委員長 異議なきものと認めます。

それから畜産振興の諸問題、畜産局存廃の問題、昭和二十三年度畜産計画の問題、酪農協同株式会社問題、酪農関係法令問題、乳價問題等の諸問題を協議するため畜産小委員会を設置し、小委員を選任したいと思ひますが御異議ありませんか。

○井上委員長 異議なきものと認めまして畜産小委員会を設置し、小委員を選任をいたします。小委員の選任方法は委員長に御一任を願ひたいと思ひますが御意議ありませんか。

○井上委員長 異議なければさう決定いたします。

午後の會議はこれで休憩いたします。午後正一時に開會いたします。

午後一時四十分開議

○井上委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

休憩前にお語りをして御決定をいたしました林業小委員会の委員及び畜産小委員会の委員を委員長において指名いたします。林業小委員会とい

以上指名いたします。なお小委員長は小委員会において互選願ひます。

○井上委員長 それでは午前中に引續いて質疑を継続いたします。特にこの際お語りをしていただきます。昨日青木委員より緊急質問がございました。このこととありますので、これを許しまして、たが、政府委員の御出席がございませ

○青木(清)委員 去る五日二十九日の拂曉福井市に火災がありまして、農業者、郵便局、その他の建物が鳥有に焼けたのであります。ところがこの農業者の倉庫の中には、農民が過去一箇年間に於いて、粒々辛苦の未供出したいたした物件に対する報奨物資が多数に貯蔵されておりました。なほ今明年度の耕作に必要欠くべからざる重要な物資が同様貯蔵されておりました。それが鳥有に焼けておるのであります。その金額は大よそ二百六十万円という巨額に達しておるのであります。そのうち最も重要なものは、農機具関係係において電動機とか、ゴムロールとか、ベルトとか、その他あらゆる農機具、また資材課の関係におきましては、いろいろな農機具があるものであります。また畜産課の関係においても、それそれ重要なものがあり、開拓課の関係では自動車、タイヤとか、その他い

○井上委員長 いろいろな農機具があるものであります。また農村振興課の関係では、板ガラス、亜鉛板、くきといふものがあり、農政課の関係ではラジオでは受信器、また農産課の関係では種子、畜産課の関係では麻袋、人工受精器具、特産課の関係ではゴム長靴といふふうにあるのであります。こ

農業者生産に必要なもの、また報奨物資として農民の希望しておるものが鳥有に焼けておるのであります。その火元は労働省関係の職業安定所でありまして、新聞紙の傳うところによりまして、その宿直員がタバコをくわえて夜半に巡視をやつた。しかもその直後、市内の親戚に出かけて行つて、こ

○井上委員長 異議なきものと認めまして林業小委員会を設置し、小委員を選任をいたします。小委員の選任方法は委員長に御一任を願ひたいと思ひますが御意議ありませんか。

○井上委員長 異議なければさう決定いたします。

○井上委員長 異議なきものと認めまして林業小委員会を設置し、小委員を選任をいたします。小委員の選任方法は委員長に御一任を願ひたいと思ひますが御意議ありませんか。

○井上委員長 異議なきものと認めまして林業小委員会を設置し、小委員を選任をいたします。小委員の選任方法は委員長に御一任を願ひたいと思ひますが御意議ありませんか。

○井上委員長 異議なきものと認めまして林業小委員会を設置し、小委員を選任をいたします。小委員の選任方法は委員長に御一任を願ひたいと思ひますが御意議ありませんか。

○井上委員長 異議なきものと認めまして林業小委員会を設置し、小委員を選任をいたします。小委員の選任方法は委員長に御一任を願ひたいと思ひますが御意議ありませんか。

○井上委員長 異議なきものと認めまして林業小委員会を設置し、小委員を選任をいたします。小委員の選任方法は委員長に御一任を願ひたいと思ひますが御意議ありませんか。

○井上委員長 異議なきものと認めまして林業小委員会を設置し、小委員を選任をいたします。小委員の選任方法は委員長に御一任を願ひたいと思ひますが御意議ありませんか。

○大矢政府委員 大臣がいにく都合
がありますので、私から答弁を申し上げ
たいと思つております。今青木委員
から、お尋ねの火災は、去る五月二
十九日の午前三時に、福井縣の職業安
定所の所長の宿舎附近から出火したと
いうことでありまして、今お述べのよ
うに、農業倉庫その他の官廳、ある
いはまた各方面の類焼をみたことは、
はなはだお氣の毒に思つております
が、六月五日の現地からの報告によ
りますと、さらにまた昨日福井の安定所
の課長が参りましたので、そこでその
後の経過、その時の事情を、報告と照
らし合はせて、いろいろお聴きしたの
であります。それによりますと、未だ
出火の原因が明らかでないものであり
ます。その当時の模様によりますと、中
村某、高橋事務官及び藤田という三人
が當直をしておりまして、所長の宿所
と言いますか、そこは全然火の氣の
ないところでありまして、そこから四
尺ばかり離れたところに民家の炊事場
が繼續してあります。なるほど本人の
供述によりますと、午後八時ごろに
タバコをくわえたまま戸締りをしたと
いうことを言つてゐるようであります
が、火事は午前三時半であります。そ
れにそれからずつと夜響をしてまわつ
ていたということも認めてゐるし、自
分またそれを申してゐるのでありま
す。いろいろ調査の結果、そこは漏電
その他火事の起きるようなところでは
ないし、しかも四尺ほど離れた近くに
は、そうした炊事場が二箇所もあると
いうことでありますから、どうも警察
が今日まで調べたところによりますれ
ば、出火の原因が安定所であるといふ
ことは、未だはつきりしておらないの

であります。しかしながらそのことは
別として、農民諸君に配給するといふ
う多くの物資が焼却されたといふこと
は、はなはだお氣の毒であります。こ
れに対しては所管の商工省、または農
林省においてもいろいろ御盡力願へる
ことと思つておりますが、私の方と
いたしまして、そういうお氣の毒な
ことに対しては、省といつたしまして各
官廳に向つて、努めてその補充がで
きるように努力したいと深く考へて
いるのであります。ただいまの報告
によりますと、原因が明らかでないの
でありますから、安定所の所管省であ
る労働省において、これをどうする
か、さういふことの見解なり、答弁がで
きかねるものであります。さう御了承
を願ひます。

○青木(清)委員 政府の答弁によります
と、火災原因はまだわからなないとい
ふことであります。私も實際警察につ
いてその事情を調べたのでないの
であります。あの地方において最も信用
のある福井新聞紙上に、私が以上述べ
たことが麗々しく記載してあるの
であります。それに基いて私も質疑をや
つたわけでありまして、しかしこうした
事件は、ともすれば責任のなすり合ひ
になるのでありますから、その事実の
いかに確かかわからず、こうして網羅の
弛緩がないように、——ただいまタバ
コをくわえて巡視したといふことだけ
はとにかく認めてゐるのであります
が、その他の問題についても、とかく
近來官公労務者の網羅が弛緩してゐ
るに考へますから、今後ともこの件
については、政府において十分留意さ
れんことを望む次第であります。

○山内政府委員 多くの物資につきま
しては、そのまゝ府縣に配當いたして
おりますので、さしたる保有がある
ものという種類は少いのであります。
物によつては、今お話にもございま
した電動機等については、若干あるか
と思ひますが、保有のあります物は保
有分からは、ありません物は次の機
会に、ただいまのような物を補充す
るような意味合いをもつて割當をいた
したい。いすれにいたしましても必要
なのでありますから、その辺の事情は考
慮いたしまして、生産にできるだけ支
障がないような処置をとりたいと考へ
ております。

○青木(清)委員 今の政府の御答弁
で、大體政府の誠意のあるところはわ
かつておるのであります。物により
ましては時期を失してならないものが
あるのであります。たとえばゴムロー
ルのようなものはしかりであります
が、これは割當が経済安定本部でやつ
ておられる關係上、今農林當局にお伺
いしてもだめかと思ひますが、この出
來秋に間に合うように、しかも福井縣
は早場地方で、特に急いでおるわけ
でありますから出來秋に間に合うよう
に手配していただきたいと思ひます。ま
たさつき火元である職業安定所の問
題であります。これが火元でないとい
ふことになれば、おのずから議論は
別になるのでありますが、もしこれが
火元であるといふことが判然としてき
た場合には、物品の補充にみならず、

だことによつて、福井縣下の農民が、
しかもそれが縣下全般にわたる物資を
取扱つてゐる縣の農業会の倉庫であつ
たという關係上、その影響するところ
は非常に大きいのであります。しかも
金額にして二百六十万円といふこと
に相なりますならば、現在市間に行
われておりますやみ價格等に換算し
たしますならば、これは非常に大なる
金額となるのであります。従つて政
府からこれが補充の途を至急講じて
いただかなければ、過去における農民の
粒々辛苦も無になるし、まだ來るべき
出來秋の調整等にも、ゴムロールがな
いといふことが、まず非常に差支を
起してゐるのであります。また來年度
の耕作等に關しましても、その間影響
するところが甚大だと考へるのであり
ますが、農林當局はこれについてい
かなる補充の途を考へられておるか。も
ちろんこれはまず物資の面におきま
しては、全國的に保有する量といふも
のはわかつておるのであります。が、
福井縣にこつた災害があつたため
に、そこへ特配されるということによ
つて、他府縣に及ぼす影響といふもの
もわれわれは考へるのであります。従
つて政府に特別にこつた危急の場合
に処すべく、保有された物資がある
のであるかどうか。あつたらそれをま
わしていただく。また全國的に見まし
ても、そうした全縣下にわたつて、し
かも多量にこつた災害に遭つておる
現状から、福井縣のみならず他縣の農
民諸君も、そこは同憂相わかつて、
その一部を福井縣の方に流していただ
く。また新しく生産計画を至急お立て
になりまして、これが物資を新しくつ
くつていく、手に入れていくという方

途等を講ぜられていただきたいと考へ
るのであります。農林當局はいかに
考へておられるか、この点をお伺いし
ておきたいと思ひます。

○山内政府委員 多くの物資につきま
しては、そのまゝ府縣に配當いたして
おりますので、さしたる保有がある
ものという種類は少いのであります。
物によつては、今お話にもございま
した電動機等については、若干あるか
と思ひますが、保有のあります物は保
有分からは、ありません物は次の機
会に、ただいまのような物を補充す
るような意味合いをもつて割當をいた
したい。いすれにいたしましても必要
なのでありますから、その辺の事情は考
慮いたしまして、生産にできるだけ支
障がないような処置をとりたいと考へ
ております。

○青木(清)委員 今の政府の御答弁
で、大體政府の誠意のあるところはわ
かつておるのであります。物により
ましては時期を失してならないものが
あるのであります。たとえばゴムロー
ルのようなものはしかりであります
が、これは割當が経済安定本部でやつ
ておられる關係上、今農林當局にお伺
いしてもだめかと思ひますが、この出
來秋に間に合うように、しかも福井縣
は早場地方で、特に急いでおるわけ
でありますから出來秋に間に合うよう
に手配していただきたいと思ひます。ま
たさつき火元である職業安定所の問
題であります。これが火元でないとい
ふことになれば、おのずから議論は
別になるのでありますが、もしこれが
火元であるといふことが判然としてき
た場合には、物品の補充にみならず、

損傷を與えた金額ということについて
も、おのずから政府の責任といふこと
が生れてくるのであります。そうかと
申しまして、金額の補償がでないとい
ふようなことも、もちろん考へられ
るのであります。その場合には金
に對して損害を與えたといふこと以上
に、今度は物資においてそれを償うだ
けの補充は、至急やつていただかな
ければならぬといふ政府の責任が、当然
生れてくると思つてゐます。これ
はまだはつきりしない仮定的な問題で
あります。が、こうした事件がはつきり
現われてきましてから、私は政府の責
任をさらに追究していきたいと思つ
てあります。本日はこの程度で私の質
疑を打ち切ります。

○井上委員長 次は清沢君。
○清澤委員 最近供米の強化と供出の
強化、その上に税金の負担過重で、農
民の生活が極度に窮乏してまいりま
して、その結果今年へはつりまして非
常な勢いで、土地を手放す者ができ
ておるのであります。これについて新潟
縣のごときは、まだ詳しい統計は見
ておりませんが、さういふ原因
によつて耕地を手放す者が、田畑を通
じて三月末までに二百二十六町歩、今
日ではおそく千町歩に達してゐるとい
う状態を知らしてゐるのであります。
この中には相當に、一應土地開放で
らつた土地さえも放しておる者があ
る。また現実の土地開放によつて、飯
米農家が一面において非常に殖えて
つて、このことは將來における日本の
適正規模の農家をつくり上げます上
には、一つの障害をなしておること
は、だれしも考へ得るところでありま
す。この現象によりまして轉換します

土地の二割ないし三割が、農地開放の精神から離れて、細分割された飯米農家に墾殖しておる。こういう状態が顯著に見えておるのであります。議會へ出て参りまして、いろいろ同僚諸君に各出身地の縣の様子を聞きますと、いずれもその傾向は急速に進展しておる。量が非常に殖えておる。こういうことを言うておるのであります。これについて農林省におきましては、資料を集めて統計等をおとりになつておるのであるかどうか。その点を一つお伺いしたいのと同時に、農林当局としてはこの現象に対してどうお考えになつておられるか。それは困つたくらいのことはお考えおられるだらうけれども、もつとつき詰めた意味合いにおいて、どうその困つたことについて考えておられるか。その点をひとつ腹を割つてお聞きしたい。実は昨日小委員会の各党の代表が農林の方へ参りました、例の國會の決議によりまする米價値上りによる差額金の還元を、いろいろ懇談していただいたのであります。結論として私もとり得たことは、農民の言うことは無理だ、こういう面が非常に多かつたのであります。いゝ、日本の農地制度がアメリカとは違つて、ほとんど家庭労働による農民の労働状態であるからという点を強調して、私もがそういう点を説明してまいりました。その結果がどういふことになつたかといふと、何分こゝういふ米價であるから、いろ／＼還元金というものは、日本の政府の役人といろ／＼懇談しておるのである、というふうな話で、どうも私どもの感じとして聴きましたところでは、そういう説明がなつておらない。そう

いふような痛切な日本の農村の実態といふものが、アメリカのような企業的な農耕でなく、ほとんど家庭的な労働農耕をやつておるといふような、形態の變つたところが、ほんとうにはいつていふようなことをどうも言われておる。こういう点から見ますと、今申しました現実に行われておる土地の細分割といふようなものが、一面大きな目で見ますなら、日本の民主化の障害ともなり、また当面の問題としましては、供米の問題に一大支障を來す根源ともなることが明瞭であるといふことをお考えになりましたならば、もつと農林當局が中心になつて、私は、安本や物價廳のお役人が、何も日本の農民の現実の姿をどこまでもわかるように話してくれといふことは希望はいたしません。が、少くとも農林當局がこゝういふ点に本腰になつて、そうして御交渉くださるならば、われ／＼の願うところももつと意が通ずるのではないかと。こゝういふ点を痛切に感じましたがゆゑに、この機会を得ましてお伺いするのではありませんか、この土地開放の道程におけるとこゝろの細分割についてどういふようにお考えになつておられますか、この点をひとつお伺いしておきたいと思ふのであります。

○山添政府委員 耕作權の放棄といふやうな名前で呼んでおるのであります。が、この問題は御承知のように、今年の税金の問題から非常に起つてきたわけでありまして。こゝういふことが起きる理由には、御指摘になりましたやうに、結局農家の負担とそれから供出の問題にあると思ひます。その結果、農家といひまして、田にはあまり見ないのではありませんが、山の方の地方の低い畑地、また非常に労力を要する遠隔の畑地等について、そういう傾向が見られるのであります。こゝういふことはもとより農村の方で非常に困つた事態が、こゝに深刻なる結果として現われておるといふことであります。政府といたしましては、本來、かような事態が起らないやうに農業に關する條件を整へる、また農家の経済を維持するといふことが必要なのであります。農林省といたしましては、その点について改善すべき点を大いに改善したいといふふうに考えておるのであります。

税金にいたしましては、御承知のやうな非常な問題を起したのであります。が、私の方で多くの農家について、はがきを出して回答をもらひました。その調査によりまして、最初農家が申告をいたしました所得額と、それから税務署の更生決定との間には、三割ないし四割が増されておる。こゝういふ状況になつておるのであります。私も、私どもが見ましても、最初の申告、これは適正なところであらうと思ふ。しかもそれは事実農家自身の発意と同時に、税務署の指導も加つての申告がされたと考えておるのであります。それに対して三割ないし四割といふやうな増加の更正決定があつたといふところに問題が発生したと思ふのであります。そこで本年の問題といたしましては、これを團体的に解決してもらふといふこととで、それ／＼各地で税務署と農村の間に交渉が行われたのであります。が、今後といたしましては、こゝういふことを繰返すようではまことに不安にたえないのでありますから、あらかじめ課税につきましても、農村と税務署の方

で、双方の納得のできるやうな方法に改めていきたいといふ考えをもつております。そのごく大體の考えにつきましては大蔵省に申し入れたのであります。が、さらに詳細なる具体案をつくつて、お互ひに交渉をして圓滿に進めていきたい。その要旨をいたしますところでは、課税標準を考へるにつきましては、大蔵省がきめるときには農林省によく協議をしてもらふ。そうしてユスト計算等についても、所得から差引きます経費の査定といふやうなものにつきました。適正を期しますところにも、所得も大體ベリテイ計算の趣旨に則つた所得といふやうなものを参酌して、合理的なものを算出する、さらに地元におきましては、農家の方におきまして、非公式に委員会でもつくりまして、耕作反別、作物の種類、土地の等級といふやうなものを税務署に通知いたしますとともに、課税標準といふやうなことも、税務署の方からあらかじめ相談をしてもらふ、農民からは資料を提供し、税務署側からは一方的な処置をしない、こゝういふやり方、いわばある程度昔にかえるわけでありませんが、こゝういふやり方をいたしまして、今年のような非常なことで起ることのないやうにいたしていきたいと考えておるのであります。大體ベリテイ計算を基礎において所得を算定する。米で申しますれば、收穫の中の五割五分とか六割とかいふ点をもつて所得とするといふことが大體きまります。農家の方でも、あらかじめ税金の計算も腹づもりもできるわけでありまして、こゝういふやり方をしたいといふのであります。それからもう一つは供出の問題でこ

ざいますが、これは御承知のように本年から事前割当をいたしますとともに、地方に應じた公正なる割当をするといふことで、地方調査もいたしておるわけでありまして。これに關する法案は、先ほど提案趣旨の説明があつたわけでありまして、これもやはり問題の起ります所を見ますと、山地と平坦地との間に起つておるわけでありまして。どうしても山の畑等は地方が低い、にもかかわらず、勢力の關係等がありまして、どうしてもそれらの方に比較的に重くかかるといふやうな傾向が隨所に見られるのであります。これらのことにつきましては、地方に基く割当といふ觀念をはつきりし、一挙に正しいところまではいかないものでありますけれども、趣旨を徹底し、さらに緻密な指導を加えて適正を期してまいりたい。こゝういふやうに、農業生産がおちついてでき、農家経営が安心してできるという觀念をつくり出すやうに、いろいろ改善を加えるとともに、他の省に對して要求するところは要求して、安心して増産に励んでもらうやうにいたしたい。こゝういふ考えをもつて努力をいたしておるわけでありまして。

○清澤委員 いろ／＼お伺いしましたので、私の申し上げたことが徹底しておらなかつたかもしれませぬが、大事な点に觸れておりません。大體局長さんのお話は、どうもさかきのことが多いのであります。供出の点につきましては、今年の状況などは、山の方が比較的ゆとりをもつておりますが、平場が突如問題になつておるのであります。しかも土地を放します者は、山間部の人が多く放すのではなくて、浦原の平野において、二町三町とつくつ

ております人が、この営業状態であつてはこれだけのものがとうていつくられない、だからいくらでも、精進法とでも申しますか、耕作地域を減らして、そして手数をかけて收穫を上げなければならぬ、こういう関係から、相当に自小作の人たちが土地を放りまして、これは非常にゆゆしい重要事であると考えております。その根拠をなすものが、結局税金の問題にしてみまして、きのうのGHQの方で言われた通り、日本の農業が労働を中心にする農業であるということが本氣にわかつておられないのではないかと、こゝ私は考へます。アメリカのような企業農業をやつておる農業体系ではなく、全家が、みんな家内中が出て働く農家の一つの労働体系なのである。これが日本の特質のある農業体系なのである。それが完全に把握せられないために、今年の税金の問題などもいろいろ言われておりますが、要は一〇で言いますならば、かけました労働力を所得の中から引かないで、これを全所得に入れて、自分のかけた労働力に税金をとられるというようなばかげたことが行われておりますから、大問題になつたのであります。さまたつ計算や、あるいは申告がとうたとかこうだとかいうような、小さい問題で問題が起きているのはありません。根底の問題は、しばしば大蔵當局にも私も痛烈に肉迫したのであります。私が、かけました労働力の計算を少しも引いていない。それは結局しますならば、勤労所得税はかけていないのだからという簡単な説明のもとに、自分のかけました労働力が収入の

中にはいつているに違ひないのであります。それを税金の対象にして、自分のかけたものにまで税金をとられるならんという、こんなばか話をやつておりましたならば、いつまで経つても問題にならない。その根底は、結局日本の農業が労働を中心にしたものであるということに帰着するのではないかと私は思いますので、そういう点がはつきりしておりましたならば、きのうもGHQの方で言われる通り、いまだに日本の農業の主体をみこんでいただきますれば、そういう状態において、實際困つておる農民に、米が値上げになつて、その差額金がわれ／＼農民のところへ調整金として返されるといふことは、私は当り前の方法ではないかと思はれるけれども、どうしてもそれがのみこめない、そこに農林當局の努力の足らぬところがないか、こゝうことを御質問してみたいと思ひます。

○山添政府委員 農家の所得は、考へてみますと、これは自家労働の評価分といふことであります。たとへばわれ／＼がわれ／＼の俸給に対して勤労所得税を拂ふのと同じ意味であります。それなるとゆゑに、またバリエイ計算の趣旨に準じて、米價が改訂になれば、それに即應した價格を支拂ひ、こゝういふ理論になるわけでありま。それは理屈でございしますが、事情が關係方面に徹底してないという事柄につきましては、これは向うの方におきまして、天然資源局と経済科学局では大分様子が違うことは、当然考へ得るところであります。その辺につきましては、今後ともやはり絶えず状況の説明をする必要は痛感を感じておる

○北委員 ただいま清沢さんから御指摘になりました耕作権放棄の問題であります。これは実に重大な問題で、もちろん今御指摘になりました税金の問題もあり、一番大きな問題は、農林當局が農村に強権発動を臨むといふことだと私は思ふのであります。このままではいけない、ちやうどロシヤのようになつてしまつて、耕作権をだん／＼放棄していくと思ひますが、この点農林省はどう考へになりますか。

○山添政府委員 いわゆる強権発動に關する勅令は、たしか昭和二十一年の春制定されたものと思ひます。當時の終戦後の、混乱せる社会事情に應じての必要性に基いて制定されたものであります。これは絶えず法の令をもつて農家を脅かしておるという態度ではないのであります。最近あゝい問題が起つたという例は事実ございせん。ただ供出の問題といつたしまして、場合によつて非常に惡質の農家があらんとすれば、あゝい措置も法的にはあり得る、こゝういふ程度であります。あのこと自体を農家が絶えず頭においており、そのために耕地をもつておるのがいやになつておる、こゝういふふうには私は觀察をいたしてないのではありません。

○北委員 それはちよつと考へ間違ひで、私は北海道であります。昨年北海道あたりは、片つ端から強権発動をやつたのであります。百姓はもう生産意欲を根本的に低下しており、一割増産と言ひますけれども、こんなものは問題にしてはいないと思ひます。今の耕作権放棄もここから來ておると思ひますが、農林當局はたゞ一番極端な者だけにと、こゝう思つていられるでしようが、下部においては全部やつていふといふことを御承願したいと思ひます。そして今後こゝういふことをやらせやうとしないか、お考えを伺いたしたいと思います。

○山添政府委員 事前割当の制度によりまして、通常の生産を基礎にして割当をする、そして災害等で實際供出ができない場合は、これを減免するのであります。これも委員会制度により、合理的にかつ民主的に解決する方法をとつておるもので、今後あゝい法規を實際に發動しなければならぬような事態はないようにしていかなければならぬ。またこゝういふふうになることを期待いたしておるわけでありま。

○清澤委員 農地改革推進協議会といふものを、農林省の指導か、農地部か何かの指導で、各縣にもたれておるのではありませんか、これはどうも二重組織になつておるやうな感じがするのであります。こゝういふ二重組織のやうなものをつくり、こゝういふ必要があつておつたにないのか、その眞意をお伺いしておきたいと思ひます。私ども新潟縣における問題であります。私ども現地に於いて農地委員会なるものが存在してありまして、その中にまた別の機關で農地推進協議会といふものができて、これがほとんど農地委員会をリードしてゐるやうな形になつておるのではありませんか、こゝういふ二重組織をどういふ必要があつておつたになつてゐるのか、その点をひとつ伺つておきたいと思ひます。

○山添政府委員 推進協議会をつくり

ましたのは、農地改革法を実施いたしました当初、まだその趣旨が十分に一般に徹底してありませんし、同時にまた一般に徹底しなすために、非常なる困難があるといふことを予想いたしまして、趣旨の徹底、実行の促進をはかりましたために、當時の適當と思はれた方々、言いかえてみますと、農民組合並びに農業会等その方面に力を入れますならば、農業会をも加えてこゝういふ会をつくり、こゝうしてこの仕事の推進に當つてもらつたといふのであります。しかしもとよりこの推進協議会は、一應その使命を果したと考へておりますので、中央におきましては、昨年來これはほとんど活動を停止しております。当初は國から宣傳費等を出して趣旨の普及の委託をいたしたのであります。その事柄も目的を達したからやめておきます。地方におきましても、おおむねこゝういふ状況であるといふ一般には私は推測しておるのであります。

○清澤委員 その次にお伺ひしますのは、都市の市街地でも申しましたように、都市内における都市計画区域内においてやります農地の開放の問題であります。この地区にある土地開放の對象として、局長達か何かで大體の標準がきめてありまして、その標準に適應しておるものが開放の對象になつてゐるのではありませんか、わすかの差でこの土地が開放にならないといふやうな場合が出てまいりますと、それが旧來の地主の所有するところとなりまして、いづれはその土地が住宅地であるいは工場地帯といふやうな、本然の都市の必要性のあるものに轉換しまするときには、必ずそが—私どもの

ような新潟縣の田舎の小なさ都市におきましても、三百円とか六百円になるのでございます。一坪とちやうど一反歩の開放價格が同額というような、非常な差額が生ずるのであります、この場合農民のこうむるものは、決して自作をやつてゐる者には、農民組合でもありません、よほど強力にこれを処置しなかつたならば、自作料のようなものは還つてこない。かりにこれは自作料のようなものをとり、地上権というやうなものの權利金を出させる、といふいたしましたならば、六百円に六百円の地上権をとるならば千二百円になる。

こういうことになる、これを使う者がほとんど使いきれないという実情に追いこまれる。これは非常に不合理な形がここにでき上りますので、私は現在耕地をもっておりまする農民は、全部これは三町とか何町とかと言わないで、全部を開放してやるのが、將來土地を利用する上において、当然都市が発展してまいりますとき、ここに住宅ができると思いますならば、これは公定でもつて離すが、しかしその差額は農民の手もとへ権利金として渡すということになりますならば、非常な利便もあり、これを利用するに利便が多いのではないかと思うのであります、そういう点に対して、現在のこういう問題に直接に参加しておられますところの当局のお考え、もしくはこの問題を中心にした、昔ながら都市計画でありますか、今はどこでやつていますか、内務省関係とでも申しますか、そういうった方面の都市課の方との非常なるもつれが、やはり始終出てまいることだろうと思いますので、この点について何かお考えがないのか、あ

つたらひとつお伺いしておきたいと思
いますと同時に、何らかのこれを法制
化し、そうして健全な都市の発達と農
民の耕地を護り、またどうしても離
なければならぬ場合、その生活を保護
していくという観点に立つたところ
の、法制のお考え方が今進められて
いるのかどうかというような点を、ひ
とつお伺いしておきたいと思うのであ
ります。

○山添政府委員 ただいま清沢さんのお述べになりましたのは、区画整理施行地区内における農地の取扱いについてであります。昨年の十一月二十六日附をもつて、農林次官、内務次官、当時の震災復興院長、この名前でもつて通達した條項についての御質問であります。農地改革法を施行するのにあたつて、この都市計画の区域内の土地をいかに扱うか。区画整理はしてある、どの程度宅地化されるか、しかし現在農地になつておる、かような地域についていかに取扱うかということ、は、非常にむずかしい問題であります。従つてただいま申しました三つの官廳が相談の上で、それ／＼農地側の意見、また都市計画側の意見を調整して通牒を出したのであります。これによつてあるものさしをつくり、それによつて処理をしていくことにいたしましたのであります。清沢さんのお話を承つておりますと、その通牒に書いてあるうちの第一項、すなわち特別都市計画法による区画整理施行地区と、震災復興のための特別の計画地域内についての取扱いでございます。この場合にある区画整理の中に、現状農地のものがちよい／＼の箇のようにはなつておる、これは原則として区画整理

の中にはいるのであるけれども、一單地三町歩以上のものであるならば農地である。すなわち開放の対象になるということになつておるのでございまして、これが区画整理の處理につきましては、この通牒に示しております通りに、施行をしていくのが適切だと考えております。しかしながら將來の問題といたしまして、区画整理地区で半分とか、あるいは三分の一とか買収になる土地もあるわけでありまして、残つた土地の区画整理をいかにして施行していくかというような問題については、なお考究を必要といたしますので、これは今後に残された問題として考究いたしたいと考えておるのであります。しかし今具体的にどういうふうにやつたらいいかということにつきましては、具体案を得るところまではまいつておりません。それからさういうふうに開放をされなかつた農地が將來宅地になる。これは用途変更を相当とする場合にはさういうことになるわけですが、その際の作離れ料の問題は、法制的に何ら規制もございませぬし、規定しておるところもございませぬが、これはやはり相當の作離れ料は支出すべきだと思つております。そこでそのときにおける諸般の状況を考へて、農地委員会等で適當に斡旋することが適當であると考えておりますのであります。

○清澤委員　最後の問題であります
が、自作料というようなものを農地委
員会等で適当に斡旋するがよからうと
いうようなお話でありますけれども、
それは決してできないのであります。
一應土地は取上げられる形でとられ放
しというのが、突際相當な、強力な組

合等をもつておる所でも行われておる。これが現実の問題であります。なか／＼むずかしいのでありますから、そういう点は十分法制化して擁護する必要がありますと考えるのであります。

これは私の意見であります、次にただ一つお伺いして、あとはやめますが、農地委員会の土地開放の進行上、たま／＼こういった市街地において、戦争中における工場敷地をめぐつて開放問題が出ました場合に、小作調停にもこれがもち出され、一方農地委員会の方では、これを正當なる解釈のもとに何とか片をつけていこうとする場合に、これが非常にからみ合つて苦しい

ことがありますとともに、不純な地主が小作調停法を悪用して、委員会の活動を混乱に陥れる。こういうことがあつるのであります。こういう場合において、農地委員会が権限をもつて小作調停の停止をするという、優先権を與えることに對しましては、どういふ御意見でありますか。承りたいと思ひます。

○山添政府委員　小作調停の問題につきましては、かねて改善の必要を認めておつたのであります。今回農地調整法の一部を改正する法律案の附則をもちまして、小作調停法の改正をいたしましたのであります。小作調停の申立がありますら、一應それを地元の農地委員会の調停に付する。こういうふうにいたしております。

○清澤委員　これで私の質問を終ります。が、開墾促進のために現在の薪炭地等が一部分奪われて、非常な迷惑をしておる所がありますので、この点はいずれ開拓局長が参られました際に、あらためて質問するために保留しておきます。

ます。
○平工委員　さいぜんの発言中に関連した部分からまず申し上げます。耕作放棄の事実があるかないかというお話でありましたが、一昨日成瀬委員もやはり、岐阜縣の本郷の地方事務所長が、一郡で百町歩の耕地が返還され、これは一体國有地にするかどうかというところで非常に困つておる。その原因は、單に供出が過重かあるいはその他の理由があるのか知りませんが、こういう事実があります。われ／＼も訴えられて答弁に困つたのであります。それは全縣下で相当の数に及ぶと思ひます。

それから農地改革のことについて相
当質疑懸答が繰返されましたが、一
体の法律の上では、法律の裏潜りや
つた者や、農地改革を妨害した者は
厳罰に処罰するべきだが、どんな処
罰に処罰するべきか、どんな処罰に
罰をされたか。日本國中で一人も
罰をされた者がいないことは、それ
にいろいろ理由がありましようが、
当局においては今後どういふ方に
処理されたいという方法があれば、
それを承察する縣の農地部及び地
方事務所等が、今日までいかに活
動しても、追放された悪地主とい
われような人たちが、農地部や農
林省へ陳情していく。そこで私と
はち合はせようとするやうなこ
とが實際ある。地方で農地委員
や縣の農地部の人たちが査察を
やつたときき、に、惘惘するやう
な者がいても一件も処罰された者
がない。それで今度の農地改革の
査察に対して、予算をどんなに
今後用意するか、当局のお考えを
承りたい。

もう一つ、自作農地の検定をした地

なにお希望として農地改革の査察は徹底的に行うべしと私は主張するのであります。が、こういう点についても合わせて御回答をいただきたいのであります。

ように、絶えず府縣當局と連絡をし、また鞭撻にも努めておるわけでありま
す。この点については、從來は買収と
いうことで非常に手一ぱいでありまし
たが、ややゆとりも出てきております
ので、それ〴〵の村について、府縣の
方から調べるというふうな、綿密
に取連んでおるのであります。また土
地取上げの問題については、一体今

行方ということにいたしましたのであります。そして、そういうことによつて実際の問題の解決をはかつていきたいと考えをしておるのであります。これらのすべてをの点を通じて、もとより農地改革の間

○山添政府委員　農地改革に要する費用は國にもあり、府縣にもございますから、一体たれが査察するかということによつて費用の出し場所が違うわけであります。國が中央農地委員の方々にお骨折を願うということでありませうれば國において出しますし、府縣限りにおいて、府縣農地委員會の委員のしるべき人にどこそこの町村を見ても

○成瀬委員　それでは簡潔にお尋ね申し上げますが、農地改革がすでに末期になりまして、相当期待いたしてありますが、本年二月司令部の方から、農地改革進行を阻害するところの旧勢力

として行われている。過般本会議にお
きまして、富山縣の矢後議員が、そ
れらの内容について緊急質問によつて
質問したのでありますが、一体二月の
申入のときから以後において、どのよ
うに改善されているかということをお
尋ね申し上げたい。

それから、地方における農地委員会
の書記の待遇であります、この問題

の経費におきましても、町村に於ける委員長その他の旧勢力によりまして、借入金等の措置を講じない。またそれらを講じようとしても、最近における銀行はいわゆるやみの金利を拂うと

ておられるか、成行傍觀主義でいかれるつもりであるか、お尋ねしたい。

なお書記に關係いたしまして、もう一度農地改革も終ると同時に、自分たちの進んだ就職に対してどういうふうに進んでいくか。今まで保守勢力ににらまれて、むずかしい仕事をやってきたが、まもなく自分の仕舞が解消されることになるので、インフレの高進とともに

て、眞に農村の民主化のための完全開放を叫んでおりますが、これに對しましては、未だにはつきりした当局の言明がない。当初におきまして、わずかに

上に、小作料一石に対しては千七百四十
というべらぼうな、石七十五圓のこのの
基本的金額を考えずに取引いたしてい
るようなところがあるのであります
が、この小作料統制については、関係
するところがまだ、ここ兩三年、あ
るいは相当程度存続するものであると
考える場合に、政府は昭和十四年以來
小作料統制のもとに、全國の小作人の

一反歩收穫に對し大体四割七分、あるいは四割というふうに、收穫の歩合に基いて指導されてきておりましたが、ある縣におきましては、その方針のもとに、一反歩金納にいたしまして五十円あるいは四十五円に統制されておるのに、ある縣におきましては千七百円というふうなばかげた金額になりまして、百円あるいは百五十円、二百円というふうなことに相なるのであります。が、かように全國の各地において統制がとれておらない、小作料の統制の實をあげておらないところに対しては、政府は十休第三次農地開放で、完全開放ができるという見込のもとにこれをなおさりになされておるか。また過般最近の七十五円を相当大幅に引上げる意向もあるということを開いておりますが、もしそういうことになつたならば、基礎的な数字において一反歩七斗五升で決定しているところと、同じ地味のところで一石四斗も五斗も旧態依然としてとられていて、ところが、同じ基本的な石数の上において、金に換算して取引されることは公平でない処置であると考え、本法施行の精神にも反すると考えますが、こういう小作料統制の徹底化についての御意見を承りたい。

立場から入れられたものか。あるいはこういうことが現に存在しているかどうかというところをお尋ねしたい。おそらくこういうようなことはあるまい。わづか二年くらいで永小作權を放棄するようなどことはどうしても考えられない、この点についてもお尋ね申し上げる次第であります。

それから自作農の方においても、第六條の二であります。が、市町村農地委員会が当該貸借又は使用貸借の解除若しくは解約又は更新の拒絶のあつたときにおける当該所有者及び小作農についての事情を調査して当該解除若しくは解約又は更新の拒絶を適法且つ正当であると認めた場合、当該解除若しくは解約又は更新の拒絶に係る小作地」とこの六條の二において除外されておるのであります。が、こういう点についてもさつきの第九條の二と同じように、むしろ保守化した反動的な規定のように考えられるのであります。が、こういう点について十分考えざるを得ない。

次に現在の農地委員会の構成であります。が、先ほどある委員から、農地委員会はこの際緊急に解散して、新たに再選すべきものであるという意見がありました。が、それに関する限りは、私はリコール制等の適用もございまして、法がいかに完備研究されても、農民自身が法に自覺していない以上はだめだといふことは言うまでもございせんが、われわれはこの農地委員会の改選というようにことが眞に取上げられて考える場合に、次の点を一つ考慮に入れてもらいたい。現在本年十二月あるいは來年二月に効力を失うところのこの選挙名簿による基礎で選ばれた委員の構成、地主及び小作及び自作というふうな現在の数字における構成では、實際の改選の目的を達することのできない。眞に農地改革を強力に遂行するといふ立場におきましては、むしろ民主團體から強く要望しておるところの小作六、地主一、自作二というような比率においてこそ、初めて完全なる農地委員会の運営なり、法の精神に徹するところの目的を達する、かように考えるわけでありまして、以上農地問題につきましてはほかにもありますけれども、時間の關係でこの程度に止めまして、後日に譲ることいたします。

規定はなくとも今まで差支えないのでありますけれども、しかし觀念の上からしますと、民法では二年小作料を納めなければいなくなり消滅を請求することができ、こういう規定になつておりますので、その民法の規定が不当でありますので、こちらの方を直したのであります。

た委員の構成、地主及び小作及び自作というふうな現在の数字における構成では、實際の改選の目的を達することのできない。眞に農地改革を強力に遂行するといふ立場におきましては、むしろ民主團體から強く要望しておるところの小作六、地主一、自作二というような比率においてこそ、初めて完全なる農地委員会の運営なり、法の精神に徹するところの目的を達する、かように考えるわけでありまして、以上農地問題につきましてはほかにもありますけれども、時間の關係でこの程度に止めまして、後日に譲ることいたします。

〇山添政府委員 G・H・Qの農地開放を妨害するものに関する指令の件でございまして、この結果によりまして、いわゆる裁判等を闘争手段とする地主政勢というふうな問題につきましては、非常に反省を促したところが多いのであります。そのほか各農村等におきましても、あらためてまた農地改革の意義を高調し、主旨の徹底をはかると、農地改革完遂の徹底をはかると、努めるように通牒も出しましたし、そういう点で地方では行われておると考えておるのであります。

第二番目の書記の待遇並びに身分の保障について申されましたが、この点につきましましては、私も書記諸君と時々話合をいたしておるのであります。御指摘になりました金を借りるというふうな問題は、昨年はございまして、本年は四月にはいりまして相当の金の令達をいたしましたので、そういう問題は現在解消いたしております。ただ予算にせつかくあげられてあるだけの金額を支給してくれないとい

いう問題は、役場の待遇等との振合上、まあそういう場合もあるものであります。まして、しかしそれにつきましては、書記諸君が職務に従つております事情から見ましても、当然予算に計上されておりますだけの待遇、すなわち普通の役人なみは待遇すべきであるといふことで、強い指導を加えておるわけでありまして、それからまた將來に関する身分保障の問題につきましても、これは書記の代表者諸君とは、いろいろ話をいたしておるのであります。私をいたしましては、それは具體的の成算をもつております。

〇成瀬委員 今の自作農の六條の二であります。が、適法というふうな場合、昭和二十年十一月二十三日における適法という問題は、小作料統制令に基きまして、町村の農地委員会に届出主義をとつておるが、そういうことをやらないといふのがほとんどだと考えております。が、この場合に適法というのを何を意味しているかということをお尋ねしたい。

〇山添政府委員 G・H・Qの農地開放を妨害するものに関する指令の件でございまして、この結果によりまして、いわゆる裁判等を闘争手段とする地主政勢というふうな問題につきましては、非常に反省を促したところが多いのであります。そのほか各農村等におきましても、あらためてまた農地改革の意義を高調し、主旨の徹底をはかると、農地改革完遂の徹底をはかると、努めるように通牒も出しましたし、そういう点で地方では行われておると考えておるのであります。

〇成瀬委員 今の自作農の六條の二であります。が、適法というふうな場合、昭和二十年十一月二十三日における適法という問題は、小作料統制令に基きまして、町村の農地委員会に届出主義をとつておるが、そういうことをやらないといふのがほとんどだと考えております。が、この場合に適法というのを何を意味しているかということをお尋ねしたい。

〇山添政府委員 G・H・Qの農地開放を妨害するものに関する指令の件でございまして、この結果によりまして、いわゆる裁判等を闘争手段とする地主政勢というふうな問題につきましては、非常に反省を促したところが多いのであります。そのほか各農村等におきましても、あらためてまた農地改革の意義を高調し、主旨の徹底をはかると、農地改革完遂の徹底をはかると、努めるように通牒も出しましたし、そういう点で地方では行われておると考えておるのであります。

〇成瀬委員 今の自作農の六條の二であります。が、適法というふうな場合、昭和二十年十一月二十三日における適法という問題は、小作料統制令に基きまして、町村の農地委員会に届出主義をとつておるが、そういうことをやらないといふのがほとんどだと考えております。が、この場合に適法というのを何を意味しているかということをお尋ねしたい。

〇山添政府委員 G・H・Qの農地開放を妨害するものに関する指令の件でございまして、この結果によりまして、いわゆる裁判等を闘争手段とする地主政勢というふうな問題につきましては、非常に反省を促したところが多いのであります。そのほか各農村等におきましても、あらためてまた農地改革の意義を高調し、主旨の徹底をはかると、農地改革完遂の徹底をはかると、努めるように通牒も出しましたし、そういう点で地方では行われておると考えておるのであります。

〇成瀬委員 今の自作農の六條の二であります。が、適法というふうな場合、昭和二十年十一月二十三日における適法という問題は、小作料統制令に基きまして、町村の農地委員会に届出主義をとつておるが、そういうことをやらないといふのがほとんどだと考えております。が、この場合に適法というのを何を意味しているかということをお尋ねしたい。

〇山添政府委員 G・H・Qの農地開放を妨害するものに関する指令の件でございまして、この結果によりまして、いわゆる裁判等を闘争手段とする地主政勢というふうな問題につきましては、非常に反省を促したところが多いのであります。そのほか各農村等におきましても、あらためてまた農地改革の意義を高調し、主旨の徹底をはかると、農地改革完遂の徹底をはかると、努めるように通牒も出しましたし、そういう点で地方では行われておると考えておるのであります。

〇成瀬委員 今の自作農の六條の二であります。が、適法というふうな場合、昭和二十年十一月二十三日における適法という問題は、小作料統制令に基きまして、町村の農地委員会に届出主義をとつておるが、そういうことをやらないといふのがほとんどだと考えております。が、この場合に適法というのを何を意味しているかということをお尋ねしたい。

〇山添政府委員 G・H・Qの農地開放を妨害するものに関する指令の件でございまして、この結果によりまして、いわゆる裁判等を闘争手段とする地主政勢というふうな問題につきましては、非常に反省を促したところが多いのであります。そのほか各農村等におきましても、あらためてまた農地改革の意義を高調し、主旨の徹底をはかると、農地改革完遂の徹底をはかると、努めるように通牒も出しましたし、そういう点で地方では行われておると考えておるのであります。

〇成瀬委員 今の自作農の六條の二であります。が、適法というふうな場合、昭和二十年十一月二十三日における適法という問題は、小作料統制令に基きまして、町村の農地委員会に届出主義をとつておるが、そういうことをやらないといふのがほとんどだと考えております。が、この場合に適法というのを何を意味しているかということをお尋ねしたい。

〇山添政府委員 G・H・Qの農地開放を妨害するものに関する指令の件でございまして、この結果によりまして、いわゆる裁判等を闘争手段とする地主政勢というふうな問題につきましては、非常に反省を促したところが多いのであります。そのほか各農村等におきましても、あらためてまた農地改革の意義を高調し、主旨の徹底をはかると、農地改革完遂の徹底をはかると、努めるように通牒も出しましたし、そういう点で地方では行われておると考えておるのであります。

〇成瀬委員 今の自作農の六條の二であります。が、適法というふうな場合、昭和二十年十一月二十三日における適法という問題は、小作料統制令に基きまして、町村の農地委員会に届出主義をとつておるが、そういうことをやらないといふのがほとんどだと考えております。が、この場合に適法というのを何を意味しているかということをお尋ねしたい。

〇山添政府委員 G・H・Qの農地開放を妨害するものに関する指令の件でございまして、この結果によりまして、いわゆる裁判等を闘争手段とする地主政勢というふうな問題につきましては、非常に反省を促したところが多いのであります。そのほか各農村等におきましても、あらためてまた農地改革の意義を高調し、主旨の徹底をはかると、農地改革完遂の徹底をはかると、努めるように通牒も出しましたし、そういう点で地方では行われておると考えておるのであります。

〇成瀬委員 今の自作農の六條の二であります。が、適法というふうな場合、昭和二十年十一月二十三日における適法という問題は、小作料統制令に基きまして、町村の農地委員会に届出主義をとつておるが、そういうことをやらないといふのがほとんどだと考えております。が、この場合に適法というのを何を意味しているかということをお尋ねしたい。

〇山添政府委員 G・H・Qの農地開放を妨害するものに関する指令の件でございまして、この結果によりまして、いわゆる裁判等を闘争手段とする地主政勢というふうな問題につきましては、非常に反省を促したところが多いのであります。そのほか各農村等におきましても、あらためてまた農地改革の意義を高調し、主旨の徹底をはかると、農地改革完遂の徹底をはかると、努めるように通牒も出しましたし、そういう点で地方では行われておると考えておるのであります。

〇成瀬委員 今の自作農の六條の二であります。が、適法というふうな場合、昭和二十年十一月二十三日における適法という問題は、小作料統制令に基きまして、町村の農地委員会に届出主義をとつておるが、そういうことをやらないといふのがほとんどだと考えております。が、この場合に適法というのを何を意味しているかということをお尋ねしたい。

〇山添政府委員 G・H・Qの農地開放を妨害するものに関する指令の件でございまして、この結果によりまして、いわゆる裁判等を闘争手段とする地主政勢というふうな問題につきましては、非常に反省を促したところが多いのであります。そのほか各農村等におきましても、あらためてまた農地改革の意義を高調し、主旨の徹底をはかると、農地改革完遂の徹底をはかると、努めるように通牒も出しましたし、そういう点で地方では行われておると考えておるのであります。

〇成瀬委員 今の自作農の六條の二であります。が、適法というふうな場合、昭和二十年十一月二十三日における適法という問題は、小作料統制令に基きまして、町村の農地委員会に届出主義をとつておるが、そういうことをやらないといふのがほとんどだと考えております。が、この場合に適法というのを何を意味しているかということをお尋ねしたい。

〇山添政府委員 G・H・Qの農地開放を妨害するものに関する指令の件でございまして、この結果によりまして、いわゆる裁判等を闘争手段とする地主政勢というふうな問題につきましては、非常に反省を促したところが多いのであります。そのほか各農村等におきましても、あらためてまた農地改革の意義を高調し、主旨の徹底をはかると、農地改革完遂の徹底をはかると、努めるように通牒も出しましたし、そういう点で地方では行われておると考えておるのであります。

〇成瀬委員 今の自作農の六條の二であります。が、適法というふうな場合、昭和二十年十一月二十三日における適法という問題は、小作料統制令に基きまして、町村の農地委員会に届出主義をとつておるが、そういうことをやらないといふのがほとんどだと考えております。が、この場合に適法というのを何を意味しているかということをお尋ねしたい。

五條及び農地調整法の第五條にありま
すところのいわゆる國または公共團體
というものが担任いたしております全
國各地の療養所関係につきまして、最
近物議をかもしている。それは何かと
言へば、戦時中におきまして、傷病兵
士の人たちに、自然の景風に恵まれ急
速なる回復のために相当無理をいたし
まして、傷病軍人等の療養所を各地に設
置したことは御存じの通りであります
が、そういうことから関連した問題で
ありまして、最近におきましては、作
業場法等に実際上あてはまらない相当
廣範圍な面積を、その療養敷地に取入
れまして、ためにその附近の農民はた
いへん迷惑と犠牲を拂つてきている。
その作業場法として用いるべき當然の
土地というものが、実は患者の療養地
でなくて、その療養所の官吏が、自己
の食糧のためにそれを私用している
という不都合な事実が出てきている。
かようなことは最近徳島縣の西尾等に
おきましてもあるものであります。軍
の方から調べられた場合に食糧隠匿
があつたというので、強い申入も軍の
方からも受けておりますが、こういう
ことは第五條の一、二を悪用いたしま
して、食糧管理法に違反しての行動で
あるというふうになれ、は考えて、断
固たる処置を講じなければならぬ。こ
ういふ類似の土地は相當全國的にある
ということも聞いておりますが、これ
が中央にまゐりますと、農林省と厚生
省との方面の間の折衝になりまして、
何が何だかわからないというふうなこ
とになつていくというところは、農地開
放の趣旨に反するし、実際一部のそう
いう不都合な者の悪徳行為を容認する
ということになつておるのであります

して、これらに対しては、このせつか
くの農地調整法改正のときに、もう少
し何とか、これらの弊害を除去するよ
うなことを挿入すべきだと考えられま
すが、これについてはどういふふう
に考へておるか。

なお一点だけ、これは委員長に対し
て関連して御希望申し上げるが、
仕事ももう末期的な立場になつてきて
おりますが、農地開放の精神に反し
て、農地法第十四條第四号に明らかに
該當しておるところの犯罪件数が、全
國で相當多数に上つておるといふ
にも存ぜられますが、これらは常に検
察当局の方面における人員が少いと
か、何とか何とか難くせよといふ
て、これらの法の適用をやむやみに
たしておるようなきらいがあるもので
あります。かういつたことに対して、最
近までにおける問題が何パーセント程
度取り上げられて調べられたか。これ
も局長からも伺えれば結構であります
し、さらに法務廳の檢察長官を次の
機会に呼び出してもらひまして、土地
取上犯罪行為等の檢察の内容を聴かし
てもらひたいと思ひます。以上であ
ります。

○山添政府委員 自作農創設特別措置
法の第六條の二適法と言ひまするの
は、当初におきましては、農地委員会
の承認、それからしばらくして、これ
は農地委員会の承認を地方長官の許可
といふことになつたので、地方
長官の許可、それを得ておることが適
法であります。

それから療養所の例をおあげになり
まして、國または公共團體に属して
る農地の開放問題についてお述べにな
りました。これは農地委員会におき
まして、開放の計画を立てて決定をい
たしますれば、そのおの／＼の事業を
所管しております所管の大臣等におい
て、認可をするということになつてお
るのであります。これを適正に処置
すべき途は整つておるわけでありま
す。しかしその運用におきましてい
ろいろ問題もあるかと思ひますの
で、具体的な問題につきましては、そ
れぞれそういうことに関係してありま
す官廳とも連絡をとりまして、適切な
解決を得るようになつたと思ひ
ます。

○井上委員長 北君。
○北委員 農地調整法の農地改革の目
的は、大体耕作者に全部土地を與える
というのが本心だと思ひます。一体在
村地主としていつも耕作の意思がな
い者に土地をもたせるといふ考えは、
どこからきているのか、この点。次に
は、今まで行われておるところの農地
開放が満足にいつておるかおらな
い。まず最初にこの二点をお伺いす
る次第であります。

○山添政府委員 けさほど松沢さんか
ら御質問になりましたところの、すな
わち在村地主で、かつ見かけ上自作農
であるかのごとく見える。こういう問
題でございますが、本來土地所有者が
みずから耕作に従事しないものを殘す
の觀念はない。しかしながら、この法律
の定義をいたしましては、自己の計算に
よつて耕作といひますか、農業を営ん
でおるものは自作農と見ておる。こ
ういふ定義がある。その定義と實際との
われ／＼がもつております自作農の觀
念、また農地改革の精神であります自
作農の觀念とは、そこに距離がある。
そこでそれを埋めるためには、午前中
も申しましたが、請負その他何らの名

義をもつてするを問はず、脱法の上
な行為は許さぬ。さういふものは皆農
地改革の対象にして國が買収する。こ
ういふ規定があるといふことを御説明
したのであります。北さ、御仰せにな
るようなものを認める趣旨は毛頭あり
ません。

○北委員 次に先ほどお伺ひしたので
ありますが、もう農地開放の末期であ
りますが今まで行われたところの農地
開放はうまくいつておるか、いつてい
ないか、この点を農林省はどう考へる
か。

○山添政府委員 大体において、その
目的を達しておると考へておるのであ
りまして、われ／＼が予期しましたよ
うにも順調に進んだといふことを喜んで
おるわけでありまして。しかしながら、
さらに微細な点にわたりました落ちが
あるかどうかといふようなことは、さ
らに精密に當ることを決して怠るわけ
ではないのであります。徹底してや
りたいと思ひます。

○北委員 そこで私は思ふのでありま
すが、大体今の農地開放のやり方は、
うまくいつてないと思ふ。そこで農地
委員の選挙を今後行ふ意思ありや否
や。

○山添政府委員 その意思はございま
せん。

○北委員 そこで次には畜産問題であ
りますが、この農地開放の趣旨は、面
積において平均して内地三町歩、北海
道が十二町歩だと言われております
が、北海道でたとへば有畜をやつてお
る場合、十町自分の土地で十町借りて
おる。こういう場合に、平均十二町歩
だからといつて、あとの八町歩を取上
げるといふような場合が非常に起つて

おるのであります。この点農林省と
してどう考へるか。

○山添政府委員 これはその農業経営
が適正と認められるかどうかという点
でありまして、適正の限度において
は、十二町歩を超えても、すなわち小
作地も何も合わせて十二町歩を超えて
も、それは差支えないわけでありま
す。また自作地、自己所有の土地自身
でも、十二町歩を超えてもおき得る場
合があるわけでありまして。従つて今
の場合、その農家の経営が適正と認め
られるかどうか、すなわち自家労力を
もつて、それを根幹として能率よくや
つておるかどうか。こういう点が判断
のつかれ目になるところであります。

現在北海道におきましては、現に耕作
しておる限りは、面積に頓着なく、結
局いかに廣い面積でありまして、そ
のままにしていくという傾向でありま
したのでそれは法律の趣旨からいつて
も間違つておる。やはり十二町歩を超
える場合は、たとへば自作農でありま
しうともその経営が不適正のものであ
れば、この超過分は買収の対象になる
と警告いたしたようなこともございま
す。従つて一概にやり方がよかつたか
悪かつたかといふことを申すことはで
きませんので、要はその農業経営が適
正に行われておるかどうかといふこと
の認定の問題になるわけでありまして。

○北委員 そうしますと、今の場合な
んかにおきましては、ほんとうの耕作
者に土地をもたせるといふ趣旨に反す
ると思ひますが、農林當局はどう思ひ
ますか。

○山添政府委員 反しておると思ひ
ません。

○北委員 私は反しておると思ひ。た
とへば北海道の場合、一家が三人四人

でありまして、私も事実やつておつたのでありますが、機械を使う場合は十五町歩や二十町歩の土地は樂です。これはほんとうの耕作する者に土地を與えるという趣旨に反すると思うが、農林省の所見いかん。

○山添政府委員 そのような能率のよい経営をやつておられれば、そのまま認めるのであります。

○北委員 しかし末端においては、農林省がどう指令したかしらないが、それがやられていない。たとえば十二町歩以上だから取上げるといつたような場合が非常に多いのであります。この点ひとつ農林省として、北海道はもちろん、各縣に対して注意を發せられるようお願いしておく次第であります。

それからもう一つは、今度の農地改革によりまして、大体先ほども申しましたが、北海道が十二町歩、内地三町歩であります。これによつて今牧場の大経営が成り立たない。すなわち牧場の大経営が成り立たないとは要な話であります。たとえば北海道におきましては、小岩井だとか町村というような農場がありますが、これらの人はお乳に乳牛の改良に重きをおいて、ただ不在地主で遊んで食つていこうという考えはないのであります。ところがこの農地改革によつて、それが皆平均十二町歩、三町歩にわかれまして、日本の畜産の將來に非常に重大な障害がくると思いますが、一体農林省はこの点どう考えるか。

○山添政府委員 牧野の開放の問題でございますが、当初われ／＼の考えといたしましては、町村牧場のごとき優秀な牧場で、種畜の供給というふうな

ことに重大なる貢獻をなすというふうな牧場は、相當大面積を保存する必要があるという考えでおつたのであります。が、いろいろ關係方面とも折衝いたしました結論は、一律にそういう牧場といへども、北海道で最高四十町歩といふのが法律に書いてございまして、この全國を通じて四十町歩までということに決定をいたしましたのであります。そこである種の牧場につきましては、これは従業員等をもつて構成する協同組合の形で、なるべく現在の機能を破壊せぬように続けることができるだらうかというふうな考えをもちまして、対策に苦心をしておる次第であります。

○北委員 それからただいま申された町村農場、あすこは六十町歩の経営であります。これをどういうわけで四十町歩にしないかやならぬか、その御意見を伺いたしたいと思います。

○山添政府委員 これはいろいろ苦心をいたし、たび／＼折衝をいたしました結果がさうなことになるのであります。御了承を得たいと思ひます。

○北委員 そうしますと、農林当局の腹としては、どういうふうな腹でおるか。その点ひとつ伺ひしておきたいと思ひます。

○山添政府委員 畜産の發展ということを考慮いたしまして、農地開放の結果がすべてプラスになるような、あらゆる手だてをなし得る限りにおいて考えたというわけであります。

○井上委員長 大体以上で質疑の通告は終りました。從つて質疑は大体これにて終了するようにいたしたいと委員長は思ひます。そこで、大体明日各党

でそれ／＼お諮りを願ひまして、修正あるいは原案賛成等、それ／＼御検討を願つて、態度をおきめ願ひまして、明日の午後の委員会正式に討論をいたしたいと思ひます。

〔どの法案ですか。農地關係だけですか。〕と呼ぶ者あり。

○井上委員長 そうです。そこで、大体これにて質疑を終了することに御異議ありませんか。

〔まだ一つある「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○井上委員長 異議ありましたら、明日午前中質疑を續行いたします。それではこれにて一應散会とし、なお引續いてこの問題について懇談いたしたいと思ひますから、委員の方お残りを願ひます。

これにて散会いたします。
午後三時十二分散会